

平成29年度予算 補助金支出一覧

1. 補助金支出一覧
2. 新規補助金概要シート
3. 補助金等の見直し

本一覧は、一般会計、政令等特別会計、準公営企業会計歳出の
〔細節〕補助金、〔細節〕児童生徒就学費補助金、〔細節〕奨学費補助金、
〔細節〕信用保証協会補助金、〔細節〕利子補給金
について掲載している。

なお、公益財団法人は(公財)、一般財団法人は(一財)、公益社団法人は
(公社)、一般社団法人は(一社)、株式会社は(株)、社会福祉法人は(社福)、
独立行政法人は(独)、大学法人は(大)と表記している。

大阪市

1. 補助金支出一覧(平成29年度予算)

(一般会計)

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
1	危機管理室 危機管理課	大規模地下空間浸水対策事業費助成金	大阪駅周辺地区の地下街もしくは地下街に接続するビル等の所有者または管理者	0	4,000,000	大規模な浸水実績がある大阪駅周辺地区において、内水氾濫に対する地下空間の浸水対策を促進するため、地下街や接続ビルの出入り口に止水板を設置する施設管理者に対して補助を行うことにより、大規模地下空間の災害時の安全性の確保を図る	大阪駅周辺地区において、内水氾濫によって浸水のおそれがある出入口に止水板を設置する地下街や接続ビルの管理者に対して、止水板設置工事に要する経費の2/3を補助する(補助上限:200万円/1ヵ所)	H27	H28
2	経済戦略局 総務部総務課	公立大学法人大阪市立大学施設整備費補助金	(大)大阪市立大学	913,295,000	943,391,000	安定的かつ市政に貢献する大学運営に資するため、地方独立行政法人法第27条第1項の規定により法人が定める年度計画に基づく大阪市立大学の施設整備にかかる事業を実施する(大)大阪市立大学に対して補助を行うことにより、大阪市立大学における教育・研究・地域貢献活動の推進を図る	大阪市立大学の施設整備にかかる事業を実施する(大)大阪市立大学に対して、当該事業の実施に要する経費(工事費等)の10/10に相当する額を上限として補助する	H21	H30
3	経済戦略局 文化部文化課	芸術活動振興事業助成金	芸術活動を行う団体または個人	63,000,000	63,000,000	芸術活動の水準向上と発展を図るとともに市民の文化・芸術の振興を図るため、文化の向上と文化的創造に寄与すると認められる芸術活動を行う団体または個人に対して補助を行うことにより市民に芸術にふれる機会を提供する	文化の向上と文化的創造に寄与すると認められる芸術活動を行う団体または個人に対し、芸術活動に要する会場費等の経費の一部を補助する 【一般助成】 補助率:助成対象経費の1/2以内、補助上限:20万円 【特別助成】 補助率:助成対象経費の1/2以内、補助上限:400万円 ①都市魅力特別助成 大阪の都市魅力創造・向上・発信に資することが期待される芸術活動に対し助成 ②大阪文化力向上特別助成 大阪の文化力向上・発信に資することが期待される芸術活動に対し助成 ③上方古典芸能特別助成 上方古典芸能を広く発信することが期待される芸術活動に対し助成 ※②・③については、市民または市内に主たる事業所をもつ団体のみ申請可能	H4	H29
4	経済戦略局 文化部文化課	芸術・文化団体サポート事業助成金	芸術文化活動を行う団体	15,675,000	9,500,000	ふるさと寄附金制度を活用し、寄附者があらかじめ登録された芸術・文化団体を選んで本市へ寄附を行い、その寄附金を財源として当該団体に補助を実施することにより、寄附文化の醸成を図るとともに芸術・文化団体の活動促進を図り、民間の力を最大限に生かす「文化自由都市、大阪」をめざす	あらかじめ募集・登録された市内を拠点として活動する公益社団・公益財団法人、認定NPO法人、認証NPO法人などの芸術・文化団体の活動に対して、寄附金を募集し、その寄附金の範囲内で当該団体の活動に要する事業費・管理費等の経費を補助する	H27	H29
5	経済戦略局 スポーツ部 スポーツ課	競技力向上事業補助金	競技力向上の取り組みを行う団体・事業者	19,308,000	19,308,000	国際的又は全国的規模のスポーツ競技大会の開催を目指し、本市のスポーツに関する競技水準の向上及び大会運営を担う審判員などの人材育成に資する事業並びに第32回オリンピック競技大会に向けた気運の醸成を目指し、トップアスリートを育成する事業に対して補助を行う	本市競技施設などを活用し、競技大会の開催等、総合的に競技力の向上を図る事業に対し、事業費の50%以内かつ国体種目・オリンピック種目については上限550千円、その他の種目については225千円を上限に補助を行う。またトップアスリートを育成する事業については、事業費の50%以内かつ3,000千円を上限に補助する	H24	H29
6	経済戦略局 立地推進部 立地推進担当	企業等立地促進助成金	進出企業等	186,890,000	242,000,000	環境・エネルギー産業や医療・健康分野など重点産業分野における有望企業の国内外からの誘致を推進するとともに、在阪企業等の市内再投資を促進するため、市内に新たな事業所を開設する企業等に対して補助を行うことにより、大阪経済の活性化と雇用の促進を図る	市内に新たな事業所を建設して開設する重点産業分野の企業等に対して、開設に要する建設費等の一部を補助する ※新規受付は平成23年度で停止 〔大型特例〕重点産業分野の中でも特に成長が見込まれる産業分野で大規模先端工場を「産業集積促進地域」(住之江区平林北地区)に建設して開設する場合には、建設等にかかる経費の一部を大阪府と協調して助成する(補助率:5%、補助上限:30億円)	H16	H29
7	経済戦略局 立地推進部 立地推進担当	企業立地促進助成金	進出企業等	60,000,000	0	世界のイノベーター・投資が集まるオープンイノベーション都市をめざし、ベンチャー等と協業し新たな製品・サービスを開発する事業者や、まだ大阪に少ない民間ベンチャー支援施設等の立地を促進することで、イノベーションが次々と生まれる環境の整備を図る	ベンチャー企業等と協業あるいは支援する事業所に対して開設にかかる建設費・賃料等の一部を補助する ①オープンイノベーション推進拠点:ベンチャー等との協業により新商品・サービスを開発する事業所等 ②ベンチャー成長促進拠点:ベンチャー等による事業創出を支援する事業所等	H29	H31

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
8	経済戦略局 立地推進部 イノベーション 担当	イノベーション創出支 援補助金	イノベーション促進に つながる研究・技術 シーズをもとに実証実 験など実用化に向けた 取り組みを行っている大 学	13,000,000	13,000,000	大学の保有する研究・技術シーズをもとにした、実証実験など実用化に向けた取り組みを行う大学に対して、補助を行うことにより、本市の経済成長及びイノベーション創出に寄与することを目的とする	大学が有する優れた研究・技術シーズを対象とし、実証実験など実用化に向けた取り組みを行う大学に対して、研究開発に要する材料費等の経費を1/2以内で補助する (補助上限:200万円)	H23	H29
9	経済戦略局 立地推進部 国際担当	姉妹都市交流推進事業 補助金	国際交流団体、NPO 法人、市民ボランティ ア団体等	2,800,000	2,800,000	本市がこれまで培ってきた姉妹都市ネットワークにおける友好関係維持及び活用のため、姉妹都市交流事業を実施する国際交流団体・NPO法人・市民ボランティア団体等に対して補助を行うことにより、姉妹都市との交流を広く市民と共有し、市民の自主的・自発的な交流の促進を図る	姉妹都市交流事業を実施する国際交流団体・NPO法人・市民ボランティア団体等に対して、事業に要する旅費交通費、会場使用料及び筆耕翻訳料等の経費を1/2以内で補助する (補助対象者・補助上限) ①ステップアップ枠 補助上限:100万円 姉妹都市交流事業を開始して3年超の団体 ②スタートアップ枠 補助上限:10万円 姉妹都市交流事業を開始して3年以内の団体	H24	H29
10	経済戦略局 立地推進部 国際担当	A T C 公共的空間整備 事業補助金	アジア太平洋トレード センター(株)	12,549,000	14,206,000	市民の憩いの場として利用されるオズパーク(海浜公園)の公共性及びコスモスクエア地区への集客力向上のため、施設を管理運営する事業者に対して補助を行うことにより、公共の福祉の増進及び地域経済の活性化を図る	オズパーク(海浜公園)を管理運営する事業者に対して、施設管理運営に要する警備費、清掃費等及び修繕費等の経費を1/2以内で補助する	H6	H30
11	経済戦略局 立地推進部 国際担当	新規展示会誘致補助金	展示会主催者	40,000,000	20,000,000	事業の拡大に向け果敢に挑戦する中小企業に、より多くの商談機会の場を提供するため、大阪市内で今後の継続が期待される、企業によるビジネスを目的とした新たな展示会を開催する主催者に対して補助を実施することにより、大阪経済の活性化をめざす	展示会※の初回開催に要する会場使用料の1/2を補助する(補助上限:1,000万円) ※展示会は、企業によるビジネスを目的に新たに開催するもので、会期3日間以上、施設使用延べ面積3万㎡以上(うち企業間の商取引のために使用する延べ面積2/3以上)及び3回以上の開催を予定しているもの(国または地方公共団体が主催するものを除く)	H28	H30
12	経済戦略局 産業振興部 産業振興課	商店街等活性化支援事 業補助金	市内商店街・小売市場 等	8,657,000	12,942,000	社会的・公共的役割を果たすとともに、新たな魅力づくりのため中長期的な観点により知恵と工夫を活かして活性化に向けた活動を実施する商店街等に対して補助を行うことにより、地域経済の振興発展を図る	活性化に向けて取り組む各種事業を実施する市内商店街または小売市場等に対して、事業に要する広告宣伝費等の経費の一部を補助する (補助対象事業・補助基準) 基本事業 補助率:1/3以内、補助上限:100万円	H19	H30
13	経済戦略局 産業振興部 産業振興課	商店街共同施設等整備 支援事業補助金	市内商店街・小売市場 等	25,890,000	25,890,000	社会的・公共的役割を果たすとともに、新たな魅力づくりのため中長期的な観点により知恵と工夫を活かして施設等の整備を実施する商店街等に対して補助を行うことにより、地域経済の振興発展を図る	活性化に向けて施設等の整備を実施する市内商店街または小売市場等に対して、事業に要する工事代金等の経費の一部を補助する (補助対象事業・補助基準) ・アーケード、街路灯等の新規、補修事業 (新規)補助率:1/4以内、補助上限:1,000万円※ ※商店街コミュニティ施設及び小売市場設備は補助上限500万円(補修)補助率:1/5以内、補助上限:500万円※ ※商店街コミュニティ施設及び小売市場設備は補助上限250万円 ・オープンモール化 補助率:1/2以内、補助上限:2,000万円	H5	H30
14	経済戦略局 産業振興部 産業振興課	水源対策事業補助金	農業団体等	2,925,000	2,925,000	生産緑地地区内農地において安定的に農業用水を確保するため、農業用井戸施設の新設または改良事業を実施する農業他団体等に対して補助を行うことにより、貴重な自然・緑地空間として、生産機能だけでなく、環境保全や防災などの多面的な役割を担う農地の保全を図る	生産緑地地区内農地において農業用井戸及びこれに付随する施設の新設または改良事業を実施する農業団体等に対して事業に要する工事代金等の経費の1/2以内を補助する(補助上限:130万円)	S33	H30
15	経済戦略局 産業振興部 企業支援課	大阪市中小企業制度融 資代位弁済補助金	大阪信用保証協会	887,000,000	940,000,000	大阪市中小企業制度融資の実施による信用保証協会の負担軽減のため、大阪信用保証協会に対して補助を実施することにより、市内中小企業の資金調達の円滑化を図り、その振興・発展をもって大阪経済の活性化に資する	大阪市中小企業制度融資にかかる代位弁済を行った大阪信用保証協会に対して、代位弁済額を85~100%((株)日本政策金融公庫の保険金(代位弁済額の約70~90%)相当額を予め差し引いた額)の範囲内で補助する	S17	H29
16	総務局 行政部総務課	北方領土返還運動推進 大阪府民会議補助金	北方領土返還運動推進 大阪府民会議	180,000	180,000	北方領土返還実現を目指し、その府民運動に寄与するための活動の推進を図るため、北方領土返還に関する各種広報、啓発活動等を実施する北方領土返還運動推進大阪府民会議に対して補助を実施することにより、北方領土返還運動の推進を図る	北方領土返還運動推進大阪府民会議が北方領土返還運動推進のために行う広報・啓発活動に要する啓発物品等の経費について、当該経費の1/2を上限として補助する	S57	H30

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
17	総務局 行政部行政課	弁護士報酬等補助金	職員	530,000	560,000	職務に関連する職員個人を被告とする訴訟において、弁護士報酬の費用を本市が負担するため、当該職員に対して補助を実施することにより、職員が職務に専念できる環境を整え、もって本市の事務事業の円滑な執行及び推進を図る	職務に関連する職員個人を被告とする訴訟に勝訴した職員に対して、必要性が認められる場合に、当該訴訟に要する弁護士報酬等を補助する	H27	H29
18	市民局 総務部総務課	地域集会施設改修整備補助金	地域住民団体	8,800,000	13,200,000	概ね小学校区内の住民の多数の同意に基づき当該住民をその構成員として組織されたものとして市長が認めた地域住民団体が管理運営を行い、集会等の用に供される施設の改修に要する経費を補助することにより、地域活動拠点としての継続利用を図る	地域住民団体により管理運営される地域集会施設の改修に要する経費の一部を補助する ・補助対象事業 (1)老朽化対策等改修工事 雨漏り関連工事、空調関連工事など (2)耐震改修工事 基礎や壁の補強など(耐震診断、設計費は除く) ・補助率:1/2(補助上限:110万円)	H2	H30
19	市民局 ダイバーシティ推進室 雇用・勤労施策課	就職困難者等の就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援事業補助金	就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援に理解のある企業・事業所を相当数以上会員等とする団体	2,199,000	2,443,000	就職に向けた支援が必要な人が雇用・就労に結びつきにくい状況の中で、本市施策を補完するものとして、就職に向けた支援が必要な人の安定的な雇用の確保を図るため実施する事業に対して補助する	就職に向けた支援が必要な人の安定的な雇用の確保を図るため実施する対象事業に対して補助 ・補助対象事業 (1)人材開発・養成事業 (2)就職マッチング事業 (3)情報発信・研究開発事業 ・補助率:1/2	H14	H29
20	市民局 区政支援室 地域力担当	市民活動推進助成事業補助金	市民活動団体	4,700,000	3,500,000	市民活動を実施する市民活動団体に対して補助を行うことにより、団体の活動促進とともに、市民の寄附を通じた社会参加を促進し、自立的な市民活動の推進を図る	区政推進基金を活用し、市民活動推進事業団体登録要綱に基づきあらかじめ登録された市民活動団体の公益的な活動に対し補助する ・補助対象事業 特定非営利活動促進法における活動分野で、補助対象団体が行う公益的な事業として市長が認定した事業 ・補助率:1/2	H19	H30
21	市民局 区政支援室 市民活動支援担当	大阪市保護司会連絡協議会(犯罪予防活動事業)補助金	大阪市保護司会連絡協議会	450,000	450,000	大阪市保護司会連絡協議会が市内における犯罪予防活動の強化を図り公共の福祉に貢献するため実施する防犯・暴力追放運動の支援事業に対し補助を行うことにより、安全なまちづくりの促進に寄与することを目的とする	保護司会が実施する街頭での一斉行動など犯罪予防活動事業について補助を行う ・補助対象事業:防犯・暴力追放運動の支援事業 ・補助率:1/2	H20	H30
22	市民局 区政支援室 市民活動支援担当	大阪府防犯協会連合会活動補助金	(公社)大阪府防犯協会連合会及び同連合会を構成する市内各地区防犯協(議)会	2,400,000	2,500,000	防犯協会が市内における防犯意識の高揚を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを促進するため実施する、地域ぐるみで取り組む犯罪などを防止する地域安全活動に対して補助を行うことにより、安全なまちづくりの促進に寄与することを目的とする	(公社)大阪府防犯協会連合会及び同連合会を構成する市内各地区防犯協(議)会の実施する地域安全活動について、補助を行う ・補助対象事業:防犯・暴力追放運動の支援事業 ・補助率:1/2	S30	H31
23	都市計画局 開発調整部 開発誘導課	エリアマネジメント活動推進事業補助金	本市が認定する事業計画に基づき都市利便増進施設の整備等を行う都市再生推進法人	31,710,000	34,897,000	市民等の発意と創意工夫を活かした質の高い公共空間の創出及び維持発展を促進するため、本市が認定する事業計画に基づき都市利便増進施設の整備等を行う都市再生推進法人に対して補助を行うことにより、都市の魅力の向上を図ることを目的とする	エリアマネジメント活動促進条例に基づき本市が認定した事業計画に基づき実施する都市利便増進施設の一体的な整備または管理事業を行う都市再生推進法人に対して、施設の整備または管理に必要な歩道空間維持管理業務等の経費について全額補助する(補助上限:認定年度計画の認定額)	H27	H29
24	都市計画局 計画部 都市計画課	地域景観づくり活動費助成金	地域景観づくり推進団体及び地域景観づくり協定の代表者	150,000	0	市民や事業者による地域主導の景観まちづくりの取り組みを促進するため、地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルールづくりやルールの運用を支援することを目的とする	大阪府が認定した地域景観づくり推進団体及び地域景観づくり協定の締結者の代表者に対し、活動に必要な経費の1/2以内で限度額30万円/年を最長5年間助成する(ただし活動支援3年、運用支援2年とし、活動支援期間中の協定策定を継続の前提条件とする) また、地域景観づくり協定にかかる経費(協定策定時に作成する周知パンフレットのデザイン及び印刷経費や周知にかかる費用)に対して1/2以内で20万円を限度(1回限り)に助成する	H29	H33
25	都市計画局 計画部 交通政策課	鉄道安全性向上事業費補助金(鉄道における南海トラフ地震対策促進事業)	耐震補強事業を行う鉄道事業者または軌道経営者(JRを除く)	91,833,000	81,834,000	鉄道施設の耐震補強事業を行う鉄道事業者または軌道経営者(JRを除く)に対し、事業に要する経費の一部を本市が補助することにより、新たに対象となった民間鉄道施設(高架橋・橋りょう等)の耐震補強対策を促進し、もって、鉄道利用者や高架下の歩行者などの市民生活の安全・安心の確保を図ることを目的とする	今後発生が予測される大規模地震に備え、高架橋・橋梁等の民間鉄道施設について、国の耐震基準に基づき耐震補強の緊急実施を図る事業に対して、耐震補強に要した本工事、付帯工事費について、国等と協調し補助金1/6以内を交付する	H27	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
26	都市計画局 計画部 交通政策課	鉄道安全性向上事業費 補助金(地下駅にお ける浸水対策促進事業)	浸水対策事業を行う鉄 道事業者または軌道経 営者(JRを除く)	37,000,000	32,500,000	地下駅の浸水対策事業を行う鉄道事業者(JRを除く)に対し、事業に要する経費の一部を本市が補助することにより、民間鉄道の地下駅の浸水対策を促進し、もって、市民の安全・安心の確保を図ることを目的とする	地域防災計画に定めるハザードマップを踏まえ、浸水防止対策が必要な地下駅において、浸水対策の実施を図る事業に対して、浸水対策に要した本工事、付帯工事費について、国等と協調し補助金1/6以内を交付する	H27	H29
27	都市計画局 計画部 交通政策課	大阪外環状線整備事業 費補助金	大阪外環状鉄道(株)	594,910,000	439,520,000	大阪外環状鉄道(株)が行う大阪外環状線整備事業にかかる経費に対し、補助金を交付し、大阪外環状線の整備を促進することを目的とする	大阪外環状線の整備事業にかかる土木、線路設備、開業設備、用地費(補助対象事業費)に対して、国の幹線鉄道等活性化事業費補助制度(12.96%)に基づき、国等と協調し補助金(本市負担率:41%)を交付する(補助額:補助対象事業費×12.96%×41%)	H8	H30
28	都市計画局 計画部 交通政策課	バスネットワーク維持 改善補助金	補助対象路線を運行す るバス事業者	502,696,000	601,673,000	市内の公共交通ネットワークに欠かせない市域内バス路線のうち、事業者による相応の経営努力をもってしてもその維持が困難な路線を運行するバス事業者に対し、その運行の維持に必要な経費の一部を補助することにより、市域内の公共交通ネットワークの安定的かつ継続的な維持及び充実に、良好な生活環境及び活発な都市活動を支える都市交通基盤の確立に寄与することを目的とする	標準的な乗合バス事業者による相応の経営努力をもってしても採算性の確保が困難であるが、市内の公共交通ネットワークの形成に欠かせない乗合バス路線であって、一定の需要があるなどの認定要件を満たす運行系統(地域サービス系路線)を運行するバス事業者に対して、京阪神ブロック民営標準原価を基に算定した当該系統の運行にかかる経常経費(一部事業者の経費を含む)の総額から、経常収益の総額を差し引いた収支差の全額(補助率:収支差100%)を補助する	H26	H30
29	都市計画局 開発調整部 開発計画課	大阪シティエターミ ナル内公的施設管理運 営補助金	(株)湊町開発センター	366,895,000	366,895,000	(株)湊町開発センター(MDC)が管理運営を行う大阪シティエターミナル(OCAT)内に設置された公的施設のうち、特に非収益性・低収益性を有する「バスターミナル」及び「公共通路」の管理運営及び公共施設の機能を維持するために必要な費用に関し、MDCに対して補助金を交付することで、OCATの公的機能を維持することを目的とする	「バスターミナル」及び「公共通路」の公的施設の管理運営及び公共施設の機能を維持する事業に要する経費に関して、管理運営費とバスターミナルの収入等の差額分及び公共機能維持経費に対して100%補助金を交付する	H10	H30
30	都市計画局 開発調整部 開発計画課	大阪ドーム公的施設管 理運営補助金	(株)大阪シティドーム	38,387,000	38,387,000	(株)大阪シティドームが行う大阪ドーム外周に設置された公的施設の管理運営にかかる経費に関し補助金を交付することにより、大阪ドームの公的機能を維持することを目的とする	公的施設であるドーム外周デッキの施設管理運営事業にかかる維持管理費等に対して100%(補助上限:38,387千円)補助金を交付する	H13	H30
31	都市計画局 開発調整部 開発計画課	大阪への集客に寄与す る大阪ドーム施設利用 補助金	(株)大阪シティドーム	85,799,000	85,799,000	(株)大阪シティドームへの補助金交付を通じてドーム使用料を減額することにより、ドームの特性を活かしたMICEの開催を促進し、大阪の集客魅力を向上することを目的とする	京セラドーム大阪における一定規模以上の集客効果を有するMICEを対象に、以下のとおり施設利用に対して補助金を交付する ・個々の補助対象事業について、徴収した使用料と正規使用料との差額の1/2と正規使用料の1/3の低い方とする ・閑散期(1月1日~2月末)における開催や初開催、1万人以上の参加者での開催については、徴収した使用料と正規使用料との差額の1/2まで増額可能な割増制度を設ける	H13	H29
32	都市計画局 開発調整部 開発誘導課	まちづくり活動支援制 度に基づく助成金	大阪市が認定したまち づくり推進団体	1,350,000	1,750,000	地域の実情に応じた住み良いまちづくりを市民と市が協力して推進するにあたり、住民等による自発的なまちづくり活動を支援することを目的とする	本市が認定したまちづくり推進団体に対し、活動に必要な経費の1/2以内(補助上限:30万円)を5年間補助し、また、まちづくり構想策定年度(1回限り)は構想印刷配布経費の1/2以内(補助上限:20万円)を補助する	H9	H29
33	都市計画局 計画部 交通政策課	鉄道駅舎可動式ホーム 柵等設置補助金	鉄道駅舎に可動式ホー ム柵を整備する鉄道事 業者	30,000,000	60,000,000	鉄道駅舎における可動式ホーム柵等の整備を促進し、鉄道駅利用者のプラットホームからの転落等を防ぎ安全を確保することを目的とする	1日あたりの平均的な利用者が10万人以上の駅において、プラットホームからの転落を防ぐため可動式ホーム柵等の整備事業のうち対象経費の1/6もしくは2,500万円/線のいずれか低い方の額を上限として補助する	H22	H31
34	都市計画局 建築指導部 監察課	民間建築物吹付けアス ベスト除去等補助金	一定の要件を満たす吹 付けアスベストの除去 等を行う者	5,200,000	5,900,000	既存建築物に対し、所有者等がアスベスト含有調査・対策を実施する場合に要する費用の一部を補助することにより、アスベストによる健康被害に対する市民の不安を解消し、市民の安全・安心を確保することを目的とする	大阪市内の既存建築物にある露出した吹付けアスベストの含有調査や除去工事等の事業に対して、一定要件を満たせばその費用の一部に補助金を交付する(含有調査:対象費用全額かつ上限金額25万円(1試料あたりの上限は10万円)対策工事:対象費用の1/3かつ戸建住宅は上限金額20万円、分譲共同住宅及び一般建築物は上限金額100万円)	H18	H30
35	福祉局 総務部総務課	保護司研修事業補助金	大阪市保護司会連絡協 議会	800,000	800,000	大阪市内の保護司による犯罪者(刑事施設出所者等)への適切な更生保護の取り組みの推進・強化を図るために、必要な社会福祉等への理解を深めるための研修の充実を図り、地域の福祉に貢献することを目的とする	大阪市保護司会連絡協議会が主催する研修事業に対し、福祉施策研修及び更生施設等、現場における研修に要する経費のうち、講師謝礼、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、筆耕翻訳料、会場借上料、バス等借上料の1/2を交付する	H20	H31

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	業 務 年度	終期又は 次回検証 年度
36	福祉局 総務部総務課	大阪沖繩戦没者慰霊塔 「なにわの塔」参拝事業 補助金	(一財)大阪府遺族連 合会	614,000	614,000	過去の大戦で最大の激戦地となった沖繩県糸満市に建立された「なにわの塔」で追悼式を開催する(一財)大阪府遺族連合会に対し、「なにわの塔」参拝事業への補助を実施することで、沖繩及び南方諸地域における戦没者を追悼することを目的とする	(一財)大阪府遺族連合会が行う大阪沖繩戦没者慰霊塔「なにわの塔」参拝事業のうち、追悼式での祭壇及び式典会場設営費、設備運搬費、石碑等維持管理及び補修費、参拝者の移送費、参拝費及び損害保険料の1/2を交付する	S40		H30
37	福祉局 総務部総務課	民間社会福祉施設整備 資金借入金利子補助金 (老人福祉施設)	社会福祉法人等	111,000	656,000	社会福祉法人等が(独)福祉医療機構から借り入れた整備資金に対する利子の一部を補助することにより、民間社会福祉施設の振興を図る	社会福祉法人等が社会福祉施設の整備にあたり、(独)福祉医療機構から借り入れた資金に対する利子のうち、2%を超える部分を補助する ※平成16年度から新規の申請受付を停止	S47		H30
38	福祉局 生活福祉部 地域福祉課	あんしんさぼーと事業 (日常生活自立支援事 業)補助金	(社福)大阪市社会福祉 協議会	519,395,000	517,603,000	判断能力が不十分な方が地域で安心して生活を送れるよう日常生活の支援及び権利侵害や財産管理等の権利擁護に関する相談に応じるため、(社福)大阪市社会福祉協議会が行うあんしんさぼーと事業(日常生活自立支援事業)に対して補助を実施することにより、市民の権利を擁護することを目的とする	あんしんさぼーと事業(日常生活自立支援事業)を実施する(社福)大阪市社会福祉協議会に対して、福祉サービスなどの利用支援や金銭管理サービス、通帳・証書類の預かりサービス等に要する経費を補助する	H9		H31
39	福祉局 生活福祉部 自立支援課	大阪社会医療センター 無料低額診療等事業補 助金	(社福)大阪社会医療セ ンター	236,724,000	236,729,000	無料低額診療等事業を実施する(社福)大阪社会医療センターに対して事業補助を実施することにより、あいりん地域における医療の確保と健康・衛生の維持向上を図る	あいりん地域の特性にあわせた医療の継続的安定確保を図るため、(社福)大阪社会医療センターが実施する無料低額診療等事業に要する経費(救急医療に要する経費のうち夜間診療経費、年末年始診療経費及び休日急病診療経費、保健衛生生活に要する経費のうち生活相談員給与費、あいりんの特性等に要する経費のうち非常勤医師報酬費、診療費減免費及び警備委託費)に対して補助する	S45		H31
40	福祉局 生活福祉部 自立支援課	あいりん地域における 医療施設整備等補助金	(社福)大阪社会医療セ ンター	27,410,000	0	あいりん地域における医療施設を整備する社会福祉法人に対して、施設整備に係る経費を補助することにより、あいりん居住者及び生活困窮者に対して、必要かつ迅速な医療の提供を行うなど、あいりん特有の事情に鑑み、福祉の向上を図ることを目的とする	あいりん地域における医療施設を整備するために必要な経費(基本設計費、実施設計費、建築費用等)のうち、本市が負担すべき経費に対して補助する	H29		H31
41	福祉局 生活福祉部 保護課	要保護世帯向け不動産 担保型生活資金貸付事 業補助金	(社福)大阪府社会福祉 協議会	82,015,000	81,174,000	一定の居住用不動産を有し、将来にわたり現住居に住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うことにより、その世帯の自立を支援し、併せて生活保護の適正化を図ることを目的とした要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業を行なう、(社福)大阪府社会福祉協議会に対し、その貸付金の原資を補助することで事業の安定した運営を図る	(社福)大阪府社会福祉協議会が実施する、要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業に対し市域分の貸付原資の10/10を補助する	H19		H31
42	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	身体障がい者自動車改 造費補助金	身体障がい者	900,000	1,000,000	身体障がい者が就労等に伴い、自ら運転する自動車の改造に要する経費を補助し、自立と社会参加の促進を図る	重度の上肢、下肢または体幹機能障がい者が自動車を改造する経費の1/2以内の額を補助する(補助上限:10万円)	S50		H30
43	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	障がい者福祉バス借上 補助金	各障がい者団体	2,524,000	2,730,000	障がい者団体が研修等を実施する場合、その事業に使用するバス借上げにかかる費用の一部の助成を行うことにより福祉の増進を図る	障がい者団体が研修等を実施する場合、その事業に使用するバス借上げ料の1/2以内の補助を行う (補助上限:上限1台につき51,500円)	S48		H31
44	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	障がい者職業能力開発 訓練施設運営助成	(社福)大阪市障害者福 祉・スポーツ協会	55,199,000	55,199,000	一般企業への就労が困難な障がい者手帳所持者(3障がい)に対して、企業就労に必要な知識や技能を指導するとともに、就労に向けた実習を行い、職業自立を支援することを目的として、(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会が運営する職業リハビリテーションセンター等において、同法人が実施する障がい者職業能力開発訓練経費を補助する	障がい者職業能力開発訓練事業を実施する(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会に対して、国が障害者能力開発助成金をもって補助する部分を除く部分について、補助を行う 補助対象経費は、指導員、講師及び教務職員の謝礼金等費用、施設等の賃借による設置・整備に要する費用、教材に要する費用、指導員の研修に要する費用等とし、国助成金の対象と認められた費用の1/4(パソコンリース料は1/2)を補助する (参考) ・国:障害者能力開発助成金 補助率:運営費の3/4 補助上限:訓練生1人当たり16万円 (重度障がい者は17万円)	S60		H31
45	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	点字図書館運営補助金 (情報文化センター)	(社福)日本ライトハウ ス	66,776,000	65,490,000	(社福)日本ライトハウスが設置する点字図書館の運営に要する経費の一部を補助し、円滑な運営を図る	(社福)日本ライトハウスが設置する点字図書館運営事業経費のうち一般事務費、施設機能強化推進費、情報化対応特別管理費、民間施設給与等改善費について、国庫算定基準により算出した運営費を上限とした1/2を補助する	S42		H31

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
46	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	民間社会福祉施設等償還金補助金(障がい者(児)施設)	社会福祉法人	74,219,000	75,366,000	社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築または増築に要した費用にかかる借入金の元金及び利子の償還に要する経費を補助することにより、民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進を図る	(独)福祉医療機構から貸し付けを受けた福祉貸付資金(建築資金、設備整備資金に限る)について、当該年度において償還する元金及び利子の10/10を補助する	S61	H30
47	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	障がい者グループホーム整備助成	障がい者グループホームを整備する法人	143,273,000	151,641,000	障がい者の日常生活における援助及び介護を行う障がい者グループホームの整備及び設備整備にかかる経費の一部を助成することにより、障がい者の自立を促進し、その福祉の向上を図ることを目的とする	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助事業として指定を受けることができる法人に対し、グループホームの新規設置の際の賃借、購入、新築、住宅改造及び設備購入にかかる経費の一部を助成(補助率)事業費の3/4以内(補助上限) 新築24,930千円、購入6,600千円、賃借1,000千円、改造1,290千円、設備整備500千円、スプリンクラー19,000円(1㎡あたり)を上限	H1	H29
48	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	重症心身障がい者通所用バス運行費補助金	(社福)四天王寺福祉事業団	11,455,000	11,718,000	市内全域の重症心身障がい者を対象とした生活介護事業を運営する法人に対し、送迎にかかるバス運行経費の一部を助成することにより施設における支援体制の安定化を図るとともに、重症心身障がい者の施設への通所手段の確保及び社会参加の促進を図る	市内全域の重症心身障がい者を対象とした生活介護事業を運営する法人に対し、送迎にかかるバス運行経費の1/2(補助上限1,260万円)を助成する	H8	H29
49	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業補助金	大阪市内に所在する社会福祉法人等	2,500,000	5,302,000	市内に住所を有し、加齢その他の事由により寝具(掛布団、敷布団及び毛布に限る)の衛生管理が困難な高齢者を対象として、水洗いによる寝具の洗濯乾燥消毒サービス事業を行う事業者に対して補助金を交付することにより、高齢者の保健衛生の向上と福祉の増進を図ることを目的とする	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業を実施する事業者に対して、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の実施に要する補助金を交付する ・事業費 補助基準額:事業費(補助上限:布団1枚あたり2,000円、毛布1枚あたり800円)から利用者負担額の合計を控除した額 補助率:1/2 ・事務費 補助基準額:10万円、補助率1/2	H12	H31
50	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課	認知症介護指導者養成研修事業補助金	大阪市管轄老人福祉施設運営法人	353,000	374,000	認知症介護指導者養成研修、認知症介護フォローアップ研修への参加を支援するため、本市域内に事業所を有する社会福祉法人または指定居宅サービス事業者等の職員派遣にかかる必要な経費を補助し、もって本市における認知症介護実務者の資質の向上を図る	認知症介護指導者養成研修・認知症介護フォローアップ研修への職員を派遣する社会福祉法人等に対して、当該職員派遣にかかる旅費、宿泊費及び職員不在を補うための代替職員雇用経費(認知症介護指導者養成研修のみ)を助成する(補助率10/10) 認知症介護指導者養成研修(定員3名)282千円 認知症介護フォローアップ研修(定員3名)72千円	H13	H30
51	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	民間社会福祉施設等償還金補助金(老人福祉施設)	社会福祉法人	3,138,000	3,171,000	民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進に資するため、社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築または増築に要した費用にかかる借入金の元金及び利子の償還に要する経費に対して交付する	補助対象経費については、(独)福祉医療機構から貸し付けを受けた福祉貸付資金(建築資金、設備整備資金に限る)の当該年度において償還する元金及び利子の範囲内で交付する(補助率10/10)	S52	H30
52	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	軽費老人ホームサービス提供費補助金	大阪市所管軽費老人ホーム運営法人	532,481,000	534,920,000	軽費老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、サービス提供に要する費用等に充当する経費を補助し、施設の安定的な運営を図ることにより、利用者の処遇を確保することを目的とする	軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、入所者負担にあたるサービス提供費等を施設へ補助する 補助率:10/10(収支差補助) 補助基準額:施設ごとの基本月額により異なる	S44	H29
53	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	特別養護老人ホーム整備費補助金	社会福祉法人	5,097,352,000	4,412,273,000	特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対し、施設整備に要する経費を補助することにより、整備の促進を図り、高齢者の福祉の向上に資することを目的とする また、特別養護老人ホームの多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する	特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対して、整備にかかる経費を助成する ①一般施設 創設 補助上限:3,712千円/定員(ショートステイ含む) 建替 補助上限:3,712千円/定員(ショートステイ含む)×(整備後の経過年数)-(介護保険制度導入後の年数)/(整備後の経過年数) ②小規模施設(定員29人以下) 補助上限:4,270千円/定員 ③特別養護老人ホームの多床室について、入居者がより在宅に近い環境の下で高齢者の尊厳の保持を図るために、居住環境の質を向上させプライバシーを確保する改修工事を行う社会福祉法人に対し、補助を行う 補助基準額 700千円/床	S48	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
54	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	小規模多機能型居宅介護拠点等整備費補助金	社会福祉法人等	197,670,000	392,870,000	高齢者が、出来る限り住み慣れた地域で生活を継続する事が可能となるよう、小規模多機能型居宅介護拠点等の整備を行う社会福祉法人等に対し整備費を補助することで、高齢者の在宅支援を行うことを目的とする	小規模多機能型居宅介護拠点、看護小規模多機能型居宅介護拠点及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護拠点の整備にかかる施設整備費並びに初度設備の備品購入経費などに対し、次の金額を上限として補助する (補助上限) ・小規模多機能型居宅介護拠点 32,000千円 ・看護小規模多機能型居宅介護拠点 32,000千円 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護拠点 5,670千円	H18	H29
55	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	施設開設準備経費等支援事業補助金	社会福祉法人等	1,426,605,000	614,483,000	特別養護老人ホーム等を開設する社会福祉法人等に対し、次の経費を補助することにより、高齢者の福祉の向上に資することを目的とする ①施設等用地確保のために定期借地権を設定し、一時金を支出した場合に補助を行うことにより、特別養護老人ホーム等の整備促進を図る ②開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を図る	特別養護老人ホーム等を開設する社会福祉法人等に対して、 ①定期借地権を設定し、一時金を支出した場合に補助する ②施設開設に要する経費を補助する (補助対象事業・補助基準) ①定期借地権利用による整備促進 補助対象:定期借地権設定により支出する一時金 補助率:1/2 補助上限:路線評価額の1/4 ②開設準備 補助対象:開設前の看護・介護職員等雇用経費等 補助上限:621千円/定員 定期巡回・随時対応型訪問介護看護拠点 10,300千円/施設	H22	H29
56	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	介護療養型医療施設転換整備費補助金	社会福祉法人等	294,087,000	459,621,000	療養病床の再編成による、介護療養型医療施設の平成29年度末廃止のため、既存の介護療養型病床を有する医療施設を運営する法人に対し、介護老人保健施設への転換整備を促進するために工事費等を補助する	介護療養型医療施設を運営する法人に対し、介護療養病床を介護老人保健施設等へ転換する際の施設整備にかかる工事費等を補助する 補助基準額 ・創設 補助基準額 1,930千円/床 ・改築 補助基準額 2,390千円/床 ・改修 補助基準額 964千円/床	H27	H29
57	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	認知症高齢者グループホーム等スプリンクラー設備整備費補助金	社会福祉法人等	118,778,000	26,953,000	消防法施行令の改正により、原則すべての介護施設に対しスプリンクラーの設置が義務づけられたため、スプリンクラーの整備を行う医療法人、社会福祉法人等に対して補助を実施することにより、その設置を促進する	スプリンクラー未設置である介護施設を運営する医療法人、社会福祉法人等に対して、スプリンクラーの整備に要する工事費等を面積に応じて補助する 補助基準額 ・延床面積1,000㎡未満の施設…9,260円/㎡ ・延床面積1,000㎡以上の施設…17,500円/㎡	H21	H29
58	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	既存高齢者施設等防犯対策強化事業補助金	社会福祉法人等	71,100,000	0	特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなど的高齢者施設等の防犯対策を強化するために、必要な安全対策に要する経費の一部を助成することにより、施設入所者等の安全の確保を図ることを目的とする	既存高齢者施設等の防犯対策を行うための整備費(補助率:1/2) 防犯カメラ設置等 補助上限:900千円(1,800千円×1/2)	H28	H29
59	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	老人クラブ育成補助金	(一社)大阪市老人クラブ連合会等	86,720,000	90,610,000	老人クラブの育成を図るため、会員の教養の向上・健康の増進・社会福祉活動等の地域活動に関する事業を実施する老人クラブ及び、老人クラブ研修会やリーダー育成事業等を実施する各区老人クラブ連合会並びに大阪市老人クラブ連合会に対して補助を実施することにより、高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進を図る	会員の教養の向上、健康増進または地域活動に関する事業を実施する老人クラブに対して、当該事業の実施に要する報償費及び消耗品費等の1/2を補助する(補助上限90,000円) 老人スポーツ大会や老人クラブ研修会等を実施する大阪市老人クラブ連合会及び、地域住民との交流促進事業や友愛訪問活動等を実施する各区老人クラブ連合会に対し、当該事業の実施に要する会場使用料や印刷製本費等の1/2を上限として補助する	S32	H31
60	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	地域高齢者活動拠点施設(老人憩の家)運営補助金	地域高齢者活動拠点施設運営委員会	49,752,000	50,041,000	高齢者を中心とした地域住民の自主活動の場の提供のため、地域高齢者活動拠点施設を運営する運営委員会に対して補助を実施することにより、地域福祉の推進を図る	地域高齢者活動拠点施設を運営する地域住民で組織する運営委員会に対して、施設運営に要する光熱水費及び建物の維持補修費等の施設運営経費の1/2を補助する (補助上限) 北区…330,000円、都島区…400,000円、西・港・大正・天王寺・浪速・東成・生野・阿倍野・東住吉区…289,000円、平野区…290,000円	S44	H30

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
61	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	高齢者就業機会確保 事業補助金	(公社)大阪市シルバー 人材センター	48,700,000	51,270,000	高齢者の労働能力を活用し、働く機会を確保するため、高齢者就業機会確保事業を実施する大阪市シルバー人材センターに対して補助を実施することにより、高齢者の生きがいの充実及び健康と福祉の増進を図る	大阪市シルバー人材センターの本部・南部・北部・西部の4拠点に対して、事業実施に要する人件費・光熱水費等の経費の1/2を補助する 【事業名及び補助上限】 ・事業…7,088,000円(1箇所あたり上限) ・高齢者活用・現役世代サポート事業…44,800,000円 ・地域就業機会創出・拡大事業…提案事業1件につき、事業運営費4,000,000円、事業設備費1,000,000円(ただし、事業開始初年度に限る)	S58	H30
62	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	地域高齢者活動拠点施設(老人憩の家)改修整備補助金	地域高齢者活動拠点施設運営委員会	9,339,000	9,831,000	地域高齢者活動拠点施設の老朽化に伴う補修及び段差の解消等、また、耐震基準を満たすための、施設改修工事を実施する地域住民で組織する運営委員会に対して、補助を実施することにより施設の継続的な運営による地域福祉の推進を図る	地域高齢者活動拠点施設の改修整備を実施する地域住民で組織する運営委員会に対して、改修工事費の1/2を補助する(補助上限) ・老朽化改修整備…1箇所あたり1,100千円 ※補助による改修後15年経過まで再補助は不可 ・段差改修等整備…1箇所あたり327千円 ※1施設1回限りの補助 ・耐震改修工事…1箇所あたり1,100千円 ※1施設1回限りの補助	S63	H30
63	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	高齢者入浴利用料割引 事業補助金	市内公衆浴場	24,650,000	26,804,000	高齢者が利用しやすい入浴機会を確保するため、高齢者入浴割引事業を実施する公衆浴場に対して補助を実施することにより、高齢者の健康増進と孤独感の解消の一助とするとともに、高齢者福祉の向上を図る	市内に居住する70歳以上の高齢者を対象に原則として月2回の入浴利用料金割引を実施する浴場に対し、事業に要する入浴利用料金割引経費(補助上限:1人当たり80円)及び広報周知経費(補助上限:1施設当たり750円)並びに割引証作成費(補助上限:1施設当たり750円)を補助する	H24	H29
64	福祉局 高齢者施策部 介護保険課	社会福祉法人等による 介護保険サービス利用者負担額軽減事業補助金	社会福祉法人等	46,527,000	56,631,000	低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ利用者負担の軽減を実施する際に、その経費を補助することで、介護保険サービスの利用促進を図る	介護保険サービス利用者負担額軽減事業を実施する社会福祉法人等に対して、軽減総額のうち、本来受領すべき利用者負担収入の1%を超えた部分の1/2を上限に補助する 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と介護福祉施設サービスについては、軽減総額のうち、本来受領すべき利用者負担収入の10%を超えた部分の全額を補助する	H12	H30
65	健康局 健康推進部 健康施策課	夜間歯科救急診療支援 事業補助金	(一社)大阪府歯科医師会	7,314,000	7,314,000	大阪市における歯科初期救急医療体制を確保するため、夜間歯科救急診療事業を実施する(一社)大阪府歯科医師会に対して補助を実施することにより、市民が安心して暮らせる歯科救急診療体制の確保を図る	夜間歯科救急診療事業を実施する(一社)大阪府歯科医師会に対して、事業実施に要する報償費及び旅費、需用費等より、事業実施により得る診療収入及びその他の収入、また、府域における歯科救急体制確保の役割も兼ねる事による大阪府が補助対象とする額を控除した額の1/2を補助する(補助上限:7,314千円)	H16	H29
66	健康局 健康推進部 健康づくり課	健康増進活動事業補助 金	健康増進活動を実施する事業者	4,850,000	5,090,000	一次予防の普及啓発を行っている事業者に対し、喫煙率の減少、肥満者の減少、運動習慣者の増加及び食育の推進を目的として行う健康増進活動を補助することにより、健康づくり並びに市民の健康の保持と増進を図ることを目的とする	一次予防の普及啓発を行っている事業者に対し、喫煙率の減少、肥満者の減少、運動習慣者の増加及び食育の推進を目的として実施する講演会、調理実習、体操教室、歩育教室などの活動に要する費用の1/2を補助する(補助上限114,000円)	H23	H31
67	健康局 健康推進部 健康づくり課	公衆衛生活動事業補助 金	公衆衛生活動を実施する事業者	7,963,000	8,433,000	大阪市内において実施する公衆衛生活動事業に対し、市民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けて、医師による三次予防(疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持・回復を図ること)の普及啓発を補助することにより、本市の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする	大阪市内において実施する公衆衛生活動事業に対し、三次予防の普及を目的として実施する医療相談・講演会に要する費用の1/2を補助する(補助上限353,000円)	S45	H31
68	健康局 健康推進部 生活衛生課	公衆浴場衛生向上事業 補助金	市内公衆浴場	80,728,000	81,177,000	浴場事業にかかる収支が一定額以下で適切な衛生水準を維持している一般公衆浴場に対し、経常的な衛生水準維持にかかる経費及び基幹設備整備にかかる経費を補助することにより、一般公衆浴場の継続的な衛生水準の確保を図り、市民の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする	浴場事業にかかる収支が一定額以下で適切な衛生水準を維持している一般公衆浴場に対して経常的な衛生水準維持にかかる経費(薬剤等消耗品・水質検査・空気調和装置フィルター交換等)及び基幹設備整備にかかる経費(熱源給水設備・水質浄化設備・空気調和装置等の更新・補修)に対し、1/2相当額を補助する ・経常経費:補助上限10万円 ・基幹設備整備経費:補助上限250万円	S49	H31

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
69	健康局 保健所管理課	医療機器整備助成事業補助金	日本赤十字社、(社福)恩賜財団済生会及び地方公共団体が出資等によって設立した病院	9,396,000	12,657,000	市内に開設されている公的な病院に対し、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害健康被害予防事業助成制度により、ぜん息等にかかる医療機器の整備に要する経費を助成することにより、当該疾患に関する医療水準の向上を図り、もって当該疾患の予防並びに健康の回復・保持及び増進に資することを目的とする	ぜん息等に関する医療水準向上のための医療検査機器(8品目)の整備に要する経費について、公的病院を対象に1病院あたり10,000千円を上限額として、(独)環境再生保全機構の選定により交付を受ける公害健康被害予防事業助成金(10/10補助)を財源に補助する	H4	H29
70	健康局 保健所 感染症対策課	結核定期健康診断補助金	私立学校・社会福祉施設	2,213,000	2,183,000	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条の規定に基づき、学校または施設の長が行う定期的健康診断に要する費用に対して補助を行う	定期的健康診断にかかる費用のうち、その補助対象経費から当該年度におけるその実施に関する収入額を控除した額と、補助基準額とを比較して、その少ない方の金額の2/3を補助する 【補助基準額】 ・レンズカメラによる間接撮影:80円 ・70mmミラーカメラによる間接撮影:95円 ・100mmミラーカメラによる間接撮影:123円 ・直接撮影:123円 ・精密検査:123円	S26	H30
71	こども青少年局 企画部 青少年課	留守家庭児童対策事業補助金	留守家庭児童対策事業実施者	792,848,000	680,088,000	留守家庭児童の健全育成を図るため、保護者等において、場所、支援員等を確保し、留守家庭児童対策事業を実施するものに対し、運営経費の一部を補助し事業の推進を図る	留守家庭児童を対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るための事業に対して、1事業あたりの在籍児童数の階層ごとに決められた定額を補助する(補助上限4,921千円 他加算額あり)	H19	H31
72	こども青少年局 子育て支援部 管理課	特定教育・保育施設等運営補助金(一時預かり事業)	社会福祉法人等	186,679,000	193,746,000	保護者の就労や傷病等による緊急・一時的な保育に対応するために民間保育所が実施する一時預かり事業に対して補助を行うことにより、一時預かりの充実と児童の福祉の向上を図る	主として保育所等に通っていない就学前児童で、保護者の就労・傷病等により保育を必要とする児童を対象とし、民間保育所等が実施する保育サービスの提供に必要な人件費等に対して、利用児童数に応じた額を補助する(補助上限9,140千円 他加算額あり)	H2	H30
73	こども青少年局 子育て支援部 管理課	一時預かり事業実施施設開設準備経費補助金	社会福祉法人等	6,000,000	15,000,000	一時預かり事業実施施設を新規開設する法人に対して補助を実施することにより、費用負担を軽減し、施設の新規開設の促進を図る	一時預かり事業実施施設を開設する法人に対して、施設の確保及び改修に要する経費、備品購入費等を補助する(補助上限1,500千円)	H28	H30
74	こども青少年局 子育て支援部 管理課	不妊治療費助成	特定不妊治療受療者	662,325,000	661,800,000	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る	特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込がないかまたは極めて少ないと医師に診断された大阪市に住所を有している法律上の婚姻をしている夫婦で、夫婦合算の総所得金額が730万円未満の者を対象とし、治療1回につき補助上限15万円(ただし初回の治療に限り30万円。治療ステージC・Fについては、補助上限7.5万円)まで助成。年間回数及び通算期間の制限はなく、初回治療年齢が40歳未満は通算6回、40歳以上43歳未満は通算3回まで助成。特定不妊治療のうち、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術を行った場合に15万円まで助成	H16	H31
75	こども青少年局 子育て支援部 管理課	病児保育施設開設準備経費補助金	病児保育施設を新規開設する法人等	8,000,000	16,000,000	病児保育施設の新規開設にかかる費用負担を軽減するため、病児保育施設を新規開設する法人等に対して補助を実施することにより新規開設の促進を図り、市民が仕事と子育てを両立できるよう支援する	病児保育施設を新規開設する法人等に対して、施設の開設に必要な建物改修経費、備品等購入経費及び広報経費(補助基準額:400万円)を補助する	H27	H29
76	こども青少年局 子育て支援部 管理課	病児・病後児保育事業予約システム整備補助金	病児保育施設及び病後児保育施設を運営する法人等	400,000	800,000	病児保育施設及び病後児保育施設における利用予約キャンセル率が高い課題への対応として、インターネットを活用した予約システムの導入を促進するため、病児保育施設を新規開設する法人等に対して予約システム導入経費を補助することにより、利用者の利便性向上とともに効率的な事業実施を図る	インターネットを活用した予約システムの導入を実施する病児保育施設を新規開設する法人等に対して、システム導入に要する初期経費(補助基準額:40万円)の1/2を補助する	H27	H29
77	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	ひとり親家庭自立支援給付金事業補助金(自立支援教育訓練給付金)	ひとり親家庭の母または父	7,093,000	4,918,000	ひとり親家庭の父または母の主体的な能力開発の取組みを支援するため、教育訓練に要する費用を補助することにより、ひとり親家庭の自立の促進を図る	児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にあり、雇用保険法による教育訓練給付制度の受給資格を有していない方で、適職に就くために教育訓練が必要と認められる者等に対して、対象教育訓練講座の受講料の6割相当額を支給(補助上限20万円、補助下限4千円)	H15	H30
78	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業補助金	ひとり親家庭の母または父	3,444,000	5,712,000	ひとり親家庭の親とその子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座を受講するひとり親世帯の親とその子に対して補助を実施することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていく	高等学校卒業程度認定試験合格のために講座を受講するひとり親家庭の親とその子に対して、講座受講経費の2割を補助するとともに、高卒認定試験合格者には講座受講経費の4割を追加補助する(最大補助率6割)	H27	H30

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	業 務 終期又は 次回検証 年 度
79	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	ひとり親家庭高等職業 訓練促進資金貸付金事 業補助金	(社福)大阪市社会福祉 協議会	5,000,000	0	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に 有利な資格の取得をめざすひとり親家庭の親に対し高等職業訓 練促進資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にする ことにより資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進 を図ることを目的とする	事業の実施に要する入学金等の貸付原資及び事務経費を補助す る	H28	H30
80	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	民間児童福祉施設予備 職員等雇用費補助金 (栄養士雇用費補助)	社会福祉法人	1,634,000	1,610,000	民間社会福祉施設がその運営の充実を図るために定数外の常勤 職員及び非常勤嘱託を雇用する費用を補助することにより入所 児童の処遇向上を図る	定数外の常勤及び非常勤嘱託職員の雇用に必要な経費を補助す る(補助率1/2、補助上限1,634千円)	S47	H30
81	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	児童養護施設等整備事 業補助金	社会福祉法人等	756,789,000	315,761,000	児童養護施設及び乳児院等の小規模化整備事業等または里親及 びファミリーホーム新規事業者の環境改善整備事業を実施する 社会福祉法人等に対して補助を実施することにより、施設等に おける措置児童の家庭的養護の推進を図る	児童養護施設及び乳児院等の小規模化整備事業等または里親及 びファミリーホーム新規事業者の環境改善整備事業の実施に要 する改築経費及び改修経費等の一部を補助する ・児童養護施設及び乳児院等:補助率3/4 ・里親:補助率4/4(補助上限1,000千円) ・ファミリーホーム:補助率4/4(補助上限1,600千円)	H28	H30
82	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	児童養護施設等防犯対 策強化整備費補助金	社会福祉法人等	2,700,000	0	児童養護施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防 犯カメラ・電子錠設置等の必要な安全対策に要する費用を補助 することにより、安全・安心な環境整備を図る	児童養護施設等の防犯対策を行うための整備費(補助率:3/4) ①門、フェンス等の外構 補助上限:なし、補助下限:1,000千円 ②非常通報装置等 補助上限:1,350千円、補助下限:300千円	H28	H29
83	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	児童養護施設等の職員 の確保及び資質向上事 業補助金	社会福祉法人等	13,218,000	12,470,000	児童養護施設等における早期離職を防ぎ、施設の実状を理解し た適性の高い職員を確保するため、実習生の就職促進にかかる 実習、非常勤職員の雇用または施設種別・職種別の研修参加を 行う社会福祉法人等に対して補助することにより、人材確保及 び職員の資質の向上を図り、複雑・多様化する問題を抱える児 童の養護・養育を行う職員の専門性の向上及び児童に対するケ アの充実を目指す	実習生の就職促進にかかる実習及び非常勤職員の雇用に要する 人件費等を補助する (補助基準) ・就職促進にかかる実習… 補助基準額:86,200円/回(補助上限:172,400円) ・非常勤職員の雇用… 補助基準額:3,760円/日(補助上限:180,240円) ・施設種別・職種別の研修参加…補助上限:132,000円	H28	H30
84	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	近畿地区母子寡婦福祉 研修大会補助金	(公社)大阪市ひとり親 家庭福祉連合会	0	500,000	ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と向上、そして21世紀を担 う子どもたちの健全なる成長をめざし、ひとり親家庭等福祉の 更なる充実を図っていくことを目的に、近畿地区母子寡婦福祉 研修大会を開催する(公社)大阪市ひとり親家庭福祉連合会に 対して補助を実施することにより、本市におけるひとり親家庭支 援施策の推進を図る	近畿地区母子寡婦福祉研修大会(大阪市開催)の実施に要する会 場等使用料、講師等謝礼、厚生労働省説明資料等印刷費の1/2を 補助する(補助上限:500千円)	H28	H28
85	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	児童福祉施設等産休等 代替職員費補助金	社会福祉法人等	12,912,000	13,996,000	児童福祉施設等の職員が出産または傷病のため、長期間にわ たって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わ せるための産休等代替職員の臨時的な任用経費を補助すること で、職員の母体保護及び専心療養の保証を図りつつ、施設にお ける入所児童等の処遇を適正に確保する	任用を承認した産休等代替職員の雇用費用として、賃金の日額 単価7,130円(調理員等は6,850円)にその産休等代替職員がその 任用承認期間の範囲内において当該施設に勤務した日数を乗じ て得た額を上限として、同期間内における実支出額と比較して いずれか少ないほうの額を補助する	S51	H31
86	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間社会福祉施設整備 資金借入金利子補助金 (児童福祉施設)	社会福祉法人等	15,000	44,000	社会福祉法人等が(独)福祉医療機構から借り入れた整備資金に 対する利子の一部を補助することにより、民間社会福祉施設の 振興を図る	社会福祉法人等が社会福祉施設の整備にあたり、(独)福祉医療 機構から借り入れた資金に対する利子のうち、2%を超える部分 を補助する ※平成16年度から新規の申請受付を停止	S47	H30
87	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	特定教育・保育施設等 運営補助金(嘱託医配 置円滑化事業)	社会福祉法人等	64,359,000	62,737,000	入所児童の処遇向上を図るため、設備及び運営基準に定められ た嘱託医及び学校医の確保を円滑にする	民間保育所及び認定こども園・私立幼稚園の嘱託医又は園医の 雇用にかかる経費の本市基準と国基準の差額を上限に補助する	S45	H30
88	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	特定教育・保育施設等 運営補助金(延長保育 事業)	社会福祉法人等	523,179,000	565,827,000	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加に伴う保育時間の 延長に対する需要に対応するため、民間保育所等における保育 時間の延長を図ることにより福祉増進を図る	民間保育所等に対し、保育必要量を超えてさらに保育が必要な 場合に、時間を延長して保育を行うために必要な担当保育士の 人件費(超過勤務手当を含む)等を補助する	H6	H29
89	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	特定教育・保育施設等 運営補助金(看護師等 雇用費助成事業)	社会福祉法人等	192,138,000	139,434,000	低年齢児保育を実施する民間保育所等に対して、保健業務に従 事する看護師または保健師、准看護師を雇用する経費を補助す ることにより、児童の健康管理、感染症予防、体調不良時や負 傷時の対応等の取組みを充実させ、入所児童の安全の確保を図 る	乳児9人以上が入所する民間保育所等に対し、看護師または保健 師、准看護師を配置するために必要となる経費(保育士配置基準 の内数となっているものを除く)を補助する(補助上限:常勤看護 師等配置2,678,400円/年・短時間看護師等配置1,072,000円/ 年・常勤准看護師1,711,200円/年・短時間准看護師662,000円/ 年)	H25	H30

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	業 務 終期又は 次回検証 年 度
90	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	特定教育・保育施設等 運営補助金(アレルギー 対応等栄養士配置 事業)	民間保育所・認定こども 園・私立幼稚園を設 置運営する法人	267,120,000	304,920,000	給食を自園調理により提供する民間保育所等において、アレルギー 対応給食のほか、栄養指導、栄養管理の取組みを充実させる ため、栄養士の加配を実施する民間保育所等に対して、栄養 士加配経費の補助を実施することにより、食の分野における児 童の安全確保及び食育の推進を図り、児童の健やかな成長を 支援する	栄養士1名を加配してホームページ等においてアレルギー対応給 食等の取組みを公表し、自園調理により給食を提供する民間保 育所等に対して、栄養士雇用経費(補助基準額1,260,000円)を補 助する	H27	H30
91	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間社会福祉施設等償 還金補助金(児童福祉 施設)	社会福祉法人等	2,202,000	2,710,000	社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築または増築に要し た費用にかかる借入金の元金及び利子の償還に要する経費を補 助することにより、民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維 持・向上及び経営の安定化の促進を図る	(独)福祉医療機構から貸し付けを受けた福祉貸付資金(建築資 金、設備整備資金に限る)について、当該年度において償還する 元金及び利子の10/10を補助する	H6	H30
92	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間保育所等整備費補 助金	社会福祉法人等	9,039,208,000	3,072,757,000	保育所等整備交付金などの活用による民間保育所等の建設及び 増改築に要する経費の一部を補助することにより、保育所整備 を促進し、保育を必要とする全ての児童に対応する入所枠の確 保を図る	保育所等建設及び増改築等に要する経費の3/4を補助(定員など により上限あり)	H21	H30
93	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	認定こども園整備費補 助金	社会福祉法人等	575,500,000	1,372,857,000	認定こども園施設整備交付金の活用等による民間認定こども園 の整備に要する経費の一部を補助することにより、認定こども 園への移行等を促進し、待機児童の解消を図る	既設幼稚園から幼保連携型認定こども園の移行等に要する改築 経費等の3/4を補助する(補助上限:定員などに応じた額)	H28	H30
94	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間保育所賃料補助金	民間保育所を設置運営 する法人	15,000,000	15,000,000	安心こども基金の活用により賃貸物件で保育所を新設する場合 に賃料の一部を補助することにより、保育所整備を促進し、保 育を必要とする全ての児童に対応する入所枠の確保を図る	工事着工以降に必要な各月分の賃料等の3/4を補助する(補助上 限:単年度1,000万円、複数年度通算4,100万円)	H25	H30
95	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間保育所整備促進賃 料補助金	民間保育所を設置運営 する法人	96,000,000	72,000,000	特に賃料が高いことなど賃貸物件による民間保育所新設が困難 な地域における賃料負担を軽減するため、特定地域において賃 貸物件による保育所を新設する法人に対して賃料補助を実施す ることにより、保育所整備を促進し保育を必要とする全ての児 童に対応する入所枠の確保を図る	特定地域において賃貸物件による保育所を新設する場合に、契 約年数に応じた賃料の前納により月額負担の軽減を受ける保育 所設置法人に対して、前納賃料の1/2を補助する(補助上限:定員 50・60・70人12,000千円、定員80人16,000千円)	H27	H29
96	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	小規模保育事業所整備 補助金	小規模保育事業実施事 業者	870,000,000	195,000,000	保育対策総合支援事業費補助金の活用により、賃貸物件等に小 規模保育事業所を新規開設する際の施設改修費の一部を補助す ることにより、整備を促進し保育を必要とする全ての児童に対 応する入所枠の確保を図る	小規模保育事業所を開設する際の施設改修費及び必要な調理設 備、トイレ、沐浴設備等を設置する費用を1,000万円(補助率 3/4)を限度に補助する	H26	H31
97	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	家庭的保育事業所開設 準備補助金	社会福祉法人等	400,000	800,000	保護者の多様なニーズと低年齢児の保育需要に対応するため、 家庭的保育事業の開設に必要な消耗品等保育用品購入経費を補 助することにより家庭的保育事業所の開設の促進し、保育を必 要とする全ての児童に対応する入所枠の確保を図る	家庭的保育事業を開設するにあたり、保育に必要な消耗品等(ベ ビーベッド、ベビーサークル等)の購入経費を補助する(補助上 限:20万円)	H24	H29
98	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間保育所整備用地提 供促進補助金	新たに民間保育所施設 整備を実施する事業 者に土地を賃貸によ り提供する所有者	1,082,880,000	0	新たに保育所整備用地を賃貸により貸付けて提供する土地所有 者に対して、当該土地の固定資産税等の一部の補助を実施する ことにより、保育所用地提供の促進を図り、保育所の開設を進 めることで、保育を必要とする全ての児童に対応する入所枠の 確保を図る	当該保育所整備用地に賦課される固定資産税等税額と住宅用地 の課税標準特例措置を受けて賦課された場合の差額について、 10年分相当額を一括で補助する	H29	H29
99	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	保育送迎バス事業補助 金	保育送迎バス事業の実 施者	209,000,000	0	土地確保が困難な都心部に送迎ステーションを設置し、都心部 の児童をバスにより近隣区の保育所に送迎する事業を推進する ことにより、都心部の待機児童解消を促進することを目的とす る	都心部の既存建物を送迎ステーションに改修する費用、並び に、送迎ステーションの運営経費及び送迎ステーションから保 育所までのバス送迎にかかる経費を補助する	H29	H31
100	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間児童福祉施設耐震 診断助成	社会福祉法人等	2,948,000	3,330,000	民間児童福祉施設の耐震診断調査に要する経費を補助すること により、施設の耐震化を促進し、利用者及び入所者の安全の確 保とともに災害被害の未然の防止を図る	昭和56年5月31日の新耐震基準の適用以前に建設された施設の耐 震診断業務等に要する経費の1/2を補助する(補助上限:100万円)	H22	H30

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
101	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間保育所改修等事業 補助金	社会福祉法人等	127,125,000	134,325,000	民間保育所等の耐震化改修に加え、施設改修に要する費用の一部を補助することにより、耐震化の促進につなげる。また、地震等の災害や経年劣化による被害を未然に防止することで、施設の経年劣化による廃園等を防ぎ、児童等の安心・安全を図るとともに、保育サービスの維持・向上といった児童福祉の増進を図る	耐震補強改修及び経年劣化等改修に要する経費について、工事費の3/4を補助する（事業費500万円以上のもの。耐震補強上限：7,500万円、経年劣化等改修上限：750万円）	H24	H30
102	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	認定こども園大規模改 修費補助金	大阪市内の幼保連携型 認定こども園	6,750,000	0	大阪市内において幼保連携型認定こども園を設置運営する者に対して、耐震補強工事をはじめとした入所児童の安心・安全を推進するための大規模な施設整備に要する経費の一部を補助することにより、子どもの安心・安全を図る	補助対象経費は、①施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費並びに実施設計に要する費用及び②仮施設整備に必要な賃借料及び工事費で、その合計の額が500万円以上の改修工事（補助上限額：耐震補強工事1億円、それ以外1千万円）に助成する	H28	H31
103	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	特定地域型保育事業所 延長保育事業補助金	社会福祉法人等	44,831,000	40,095,000	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、特定地域型保育事業所における保育時間の延長を図ることにより福祉増進を図る	地域型保育事業所における保育時間の延長(短時間認定児童は8時間・標準時間認定児童は11時間を超える保育)に要する保育士等雇用経費(超過勤務手当を含む)等(補助上限:利用児童数等に応じた額)を補助する	H27	H29
104	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	認定こども園特別支援 教育・保育経費補助金	学校法人等	9,438,000	9,565,000	特別な支援が必要な児童のうち大阪府私学助成(特別支援教育費補助金)及び本市特定教育・保育施設等運営補助金(障がい児保育事業)の対象とならない児童(教育認定:1号・保育認定:3号)、または私学助成の対象になるが本市運営補助金の対象にならない児童(保育認定:2号)の受入れを実施する認定こども園に対して補助を実施することにより、特別な支援が必要な児童の認定こども園への就園を支援し、適切な教育・保育の機会の拡大を図る	特別な支援が必要な児童のうち大阪府私学助成(特別支援教育費補助金)及び本市特定教育・保育施設等運営補助金(障がい児保育事業)の対象とならない児童(1・3号)、または私学助成の対象になるが本市運営補助金の対象にならない児童(2号)の受入れに要する、保育士等雇用経費を補助する (補助基準額) ・教育(1号)認定児童:年額783,600円 ・保育(2号)認定児童:年額3,229,920円(正規) 2,139,000円(常勤) 1,069,500円(非常勤) ・保育(3号)認定児童:年額3,229,920円(正規) 2,139,000円(常勤) 1,069,500円(非常勤)	H28	H31
105	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	保育士宿舍借り上げ支 援事業補助金	社会福祉法人等	103,320,000	0	保育士の人材確保を図るため、保育士の宿舍借り上げを実施するための費用の補助を行うことにより、保育士の人材確保や離職防止を図る	新たに保育士が認可保育所等に就職した場合に、これらの施設が当該保育士に宿舍提供を行った際に負担した家賃・共益費に対して助成を行う 月額 補助上限82千円	H28	H29
106	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	新規採用保育士特別給 付補助金	社会福祉法人等	75,800,000	0	新規採用保育士等の雇用開始時に特別給付を実施するための費用の補助を行うことにより、新たな保育士の人材確保や離職防止を図る	新たに保育士が認可保育所等に就職した場合に、施設が当該保育士に行った特別給付に対して助成を行うことにより、新たな保育士の人材確保や離職防止を図る ①就職時に特別給付を行った保育士一人あたり最大100千円を助成 ②就職1年が経過した際に特別給付を行った保育士一人あたり最大100千円を助成	H28	H30
107	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	保育人材確保対策貸付 事業補助金	(社福)なみはや福社会	438,529,000	0	保育人材不足が課題である現状をふまえ、待機児童解消に向けて必要となる保育人材を確保するため、潜在保育士のさらなる掘り起しと勤務開始後の離職防止効果をめざした各種貸付事業を実施する	保育人材確保を目的に次の4事業を実施するために必要となる貸付金および事務費等を本市が認めた団体に交付し、当該団体がその経費を特別会計において管理・事業運営を行う ①潜在保育士就職支援事業 (就職準備金として上限400千円を貸付) ②保育料一部貸付事業 (未就学児のいる保育士の再就職支援として保育料の半額(最大1年、上限月額27千円)を貸付) ③子どもの預かり支援事業 (未就学児のいる保育士の朝夕の勤務に伴う預かり保育サービス使用料の半額を貸付) ④保育補助者雇上げ支援事業 (保育士の負担軽減を目的に、保育補助者の雇上げ経費上限5,168千円を貸付)	H28	H30
108	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間保育所等防犯対策 強化整備費補助金	社会福祉法人等	8,100,000	0	民間保育所・認定こども園・小規模保育事業所の防犯対策を強化するため、必要な安全対策として非常通報装置・カメラ付インターホンを設置する費用を補助することにより、安全・安心な環境整備を図る	民間保育所等の防犯対策を行うための整備費(補助率:3/4)非常通報装置等 補助上限:1,350千円、補助下限:300千円	H28	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
109	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	認可外保育施設に係る 幼児教育の補助金(利用 保留児童)	やむを得ず認可外保育 施設(認可外保育施設 指導監督基準を満たした 施設に限る)を利用 している4・5歳の利用 保留児童の保護者	50,820,000	0	認可保育所等への入所を希望しながら、利用調整の結果、利用 保留となり、やむを得ず認可外保育施設(認可外保育施設指導 監督基準を満たした施設に限る)を利用している4・5歳の児童 について、保護者が施設に支払った保育料の一部(幼児教育費 相当額)を補助することにより、幼児教育の無償化を実施し、 認可保育所等を利用している保護者との経済的負担の公平を図 る	認可保育所等への入所を希望しながら、利用調整の結果、利用 保留となり、やむを得ず認可外保育施設(認可外保育施設指導 監督基準を満たした施設に限る)を利用している4・5歳の児童 の保護者が負担している保育料の1/2を補助する(補助上限: 308,000円)	H29	H31
110	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	認可外保育施設に係る 幼児教育の補助金(利用 保留児童以外)	一定の「教育の質」を 満たし、認可外保育施 設指導監督基準を満た した施設を利用する 4・5歳の児童の保護者	58,520,000	0	利用保留児童以外で、認可外保育施設指導監督基準に加え、大 阪市が「教育の質」を審査し一定の水準を認めた園を利用する 場合、保護者が施設に支払った保育料の一部(幼児教育費相当 額)を補助することにより、幼児教育の無償化を実施し、認可 保育所等を利用している保護者との経済的負担の公平を図る	利用保留児童ではないが、一定の「教育の質」を満たし、認可 外保育施設指導監督基準を満たした施設を利用する4・5歳の児 童の保護者が負担している保育料の1/2を補助する(補助上限 308,000円)	H29	H31
111	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	障がい児保育実践交流 研修事業補助金	社会福祉法人等	3,425,000	3,653,000	障がい児保育の研修受講を促進するため研修代替職員の人件費 を補助することにより、民間保育施設における障がいのある乳 幼児の入所児童等の処遇の適正な確保を図る	民間保育施設において障がい児保育の研修受講にあたり、当該 研修期間中の職員配置を補うための代替職員雇用経費及び研修 受講職員の交通費を補助する(代替職員雇用経費補助上限:日額 7,130円)	H25	H30
112	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	私立幼稚園就園奨励費 補助金	私立幼稚園設置者	4,631,173,000	3,675,568,000	私立幼稚園(新制度移行園を除く)に在園する園児の保護者が 納付すべき保育料等の負担軽減を図ることにより、就園を奨励 し、幼稚園教育の振興に資することを目的とする	市内に居住し、私立幼稚園(新制度移行園を除く)に就園する 3・4・5歳児及び満3歳児を扶養している保護者の負担する入園料 及び保育料の償還を行う設置者に対し、保護者の所得等に応じ て補助を行う。4・5歳児については、保護者の所得等に関わらず 308,000円を上限に補助を行う(補助率10/10)	S47	H31
113	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	国立幼稚園就園奨励費 補助金	国立幼稚園設置者	9,372,000	4,455,000	国立幼稚園に在園する園児の保護者が納付すべき保育料等の負 担軽減を図ることにより、就園を奨励し、幼稚園教育の振興に 資することを目的とする	市内に居住し、国立幼稚園に就園する4・5歳児を扶養している保 護者の負担する入園料及び保育料の償還を行う設置者に対し、 補助を行う(補助率10/10)	H28	H31
114	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	私立幼稚園等特別支援 教育費補助金	私立幼稚園を設置する 学校法人等	22,200,000	19,400,000	私立幼稚園等に対して、障がい児等特別に支援を必要とする幼 児(以下「要支援児という」)の受入れにあたり必要な経費に対 する財政的支援を行うことで、要支援児の受入れを促進し、就 園機会の拡大を図る	要支援児を就園させている私立幼稚園等に対して、特別支援教 育に要する人件費、教育研究費、設備費等、受入れに必要な経 費に対して補助金を交付する(補助率10/10)	H26	H31
115	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	私立幼稚園一時預かり 事業補助金	私立幼稚園・認定こど も園を設置運営する法 人等	140,977,000	146,405,000	通常の教育時間の前後や休日、長期休業中に、保護者の要請等 に応じて、希望する者を対象に一時預かり(預かり保育)を実施 する幼稚園(子ども・子育て支援新制度対象園)、認定こども園 (教育標準時間認定の子どもが対象)に対して、補助を実施する ことにより、地域子ども・子育て支援事業の充実を図る	地域子ども・子育て支援事業として、通常の教育時間の前後や 休日、長期休業中に、専任の担当職員(保育士または幼稚園教 諭)の2名以上の配置による一時預かり事業を実施する私立幼稚 園及び認定こども園に対して、事業に要する職員雇用等の経費 (補助基準額:800円/1日当たり利用者数など)の1/2を補助する	H27	H29
116	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	私立幼稚園等特別支援 施設整備補助金	私立幼稚園を設置する 学校法人等	15,000,000	15,000,000	要支援児受入促進指定園として指定された私立幼稚園等が、障 がい児等特別に支援を必要とする幼児(以下「要支援児とい う」)の受入れ環境を確保するために必要な施設改修などの整 備に対して補助を行うことにより、要支援児の受入れを促進 し、就園機会の保障を図る	要支援児を受入れるために必要な施設改修経費が、1,000,000円 以上の場合、経費の1/2の補助金を交付する (補助上限3,000,000円)	H26	H31
117	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	地域型保育事業連携支 援事業補助金	社会福祉法人等	0	29,887,000	地域型保育事業の認可に必要な連携施設の設定を実施する私立 幼稚園・認定こども園等に対して補助することにより、積極的 な施設連携関係構築の促進を図る	連携施設の設定に必要な3歳児の受入や代替保育・交流事業等の 実施に要する経費(補助上限:1,104,000円)を補助する	H28	H28
118	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	私立幼稚園等障がい児 教育実践研修事業補助 金	私立幼稚園を設置する 学校法人等	0	1,827,000	大阪市内の私立幼稚園の職員等を対象に実施する私立幼稚園等 障がい児教育実践研修への参加経費の一部を補助することによ り、研修参加を促進し、障がい等により特別に支援を要する幼 児の私立幼稚園等における受入れにかかる環境整備を図る	私立幼稚園等障がい児教育実践研修受講の際、交通費及び当該 研修期間中の職員配置を補うための代替職員に要する人件費に 相当する(一日当たり7,610円)補助金を交付する(補助率10/10)	H26	H28
119	こども青少年局 保育施策部 保育所運営課	特定教育・保育施設等 運営補助金(障がい児 保育事業)	社会福祉法人等	1,027,115,000	784,088,000	障がい児保育担当保育士等の人件費を補助することにより、民 間施設における障がいのある乳幼児の入所の円滑化及び入所児 童等の処遇の適正な確保を図る	民間施設が実施する障がい児保育事業に必要な担当保育士等の 人件費に対して、障がいの程度及び児童数に応じた額を補助す る (補助上限:重度…児童1名につき常勤保育士1名分2,139,000円、 重度以外…児童3名につき正規常勤保育士1名分3,448,140円な ど)	S47	H31

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
120	環境局 環境管理部 環境管理課	生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金	航空機騒音防止工事を 受けた住宅に居住する 生活保護等世帯の世帯主	58,000	61,000	航空機による騒音防止工事を 受けた住宅に居住する生活保護等 世帯に対して空気調和機器の稼働費の一部を補助することにより、騒音障害の防止・軽減等を図る	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害防止等に関する法律」に基づく航空機騒音にかかる住宅の騒音防止工事を受けた住宅に居住し、電力料金を支払った生活保護等世帯の世帯主に対して、7～10月の電力料金のうちクーラー稼働費相当分を補助(補助上限1万円)	H1	H30
121	環境局 環境管理部 環境管理課	土壌汚染対策事業助成金	汚染原因者でない土地所有者	4,200,000	6,000,000	土壌汚染対策法に基づく措置の指示により、汚染の除去等の措置を講ずる者に対し助成を行うことにより、市民の健康の保護を図る	土壌汚染対策法第7条の規定により、汚染の除去等の措置を指示された土地所有者(汚染原因者でない者であって、費用負担能力の低い者)に対し、措置に要する費用の3/4以内の額を助成	H15	H30
122	都市整備局 企画部 住宅政策課 住環境整備課	HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業協議会助成金	船場地区HOPEゾーン協議会等	665,000	665,000	HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業は、本市との協働のもと、地域住民等(住民・企業・まちづくり団体等)が主体となって、居住地魅力の向上やまちなみ整備を図るものであり、当該地域住民等で構成されたHOPEゾーン協議会・マイルドHOPEゾーン協議会が主体的に行う事業に対し助成を行うことにより、地域住民等による自主的なまちづくりの促進を図ることを目的とする	対象者:HOPEゾーン協議会・マイルドHOPEゾーン協議会(住民・企業・まちづくり団体等により構成された、まちなみ形成を検討し事業を推進する組織) 対象事業:区域の住民等のまちなみ・まちづくりへの意識向上や持続的な地域活動の推進につながる事業で、HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業の推進に必要な事業(広報・啓発活動費、各種研究会の開催等に要する費用等) 補助金額:補助率1/2、地区面積(ha)×5千円を限度に補助	H11	H29
123	都市整備局 企画部 住宅政策課 住環境整備課	HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助金	事業区域内において一定の条件を満たすよう建築物の外観等の整備を行う者等	30,600,000	31,000,000	区域にふさわしいまちなみ形成のため必要と認められる整備を行う者に対して、その費用の一部を補助することにより、地域の特徴を活かした魅力的なまちなみ環境整備の推進を図る	対象者:事業区域内で修景を行う建築物の所有者等 補助対象の範囲:建築物の外観等の修景整備にかかる設計費、工事費 補助金額:補助対象経費×2/3以内 (建物種別等に応じて別途定める額を上限)	H11	H29
124	都市整備局 企画部 住宅政策課 住環境整備課	HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業共同施設整備費補助金	事業区域内において一定の条件を満たすよう共同施設の整備を行う者等	880,000	1,200,000	地域住民等のまちなみ形成のための活動支援または地域の景観形成に資するものとして供用される共同施設の整備を行う者に対して、その費用の一部を補助することにより、地域の特徴を活かした魅力的なまちなみ環境整備の推進を図る	対象者:事業区域内で共同施設整備を行う土地所有者等 補助対象の範囲:共同施設の整備にかかる設計費、工事費 補助金額:補助対象経費×2/3以内 (共同施設整備内容に応じて別途定める額を上限)	H15	H29
125	都市整備局 企画部 住宅政策課	エコ住宅普及促進事業住宅購入・整備融資利子補給	一定の基準を満たす大阪市エコ住宅を民間金融機関等の融資を受けて取得する者、または大阪市エコ住宅へ改修する者	8,329,000	15,120,000	一定の基準を満たしていることを大阪府が認定した「大阪市エコ住宅」を取得する世帯、または「大阪市エコ住宅」へ改修する世帯に対して利子補給を行うことにより、省エネルギー・省CO ₂ に配慮された住宅の普及を促進する	「大阪市エコ住宅※」をフラット35や民間金融機関の融資を受けて取得または改修する者に対し、融資額の償還元金残高(限度額2,000万円/戸)を対象に年0.5%以内(融資利率-1%で0.5%上限)の利子補給を償還開始より5年間行う ※平成25年度までに認定されたものについて対象	H23	H30
126	都市整備局 企画部 住宅政策課	マンション耐震化緊急支援	民間マンションの所有者・管理組合	69,000,000	82,000,000	民間マンションの耐震診断・改修に要する費用の一部を補助することにより、建物の倒壊及びそれに起因する火災の発生、道路閉塞、隣家の損傷もしくは倒壊を防止する等、耐震性の高い市街地の形成及び地域の防災性の向上に資することを目的とする	一定の条件を満たすマンション所有者に対し、耐震診断・改修費用等の一部(限度あり)を補助する 耐震診断 : 補助率2/3以内、補助限度額 2,000千円 耐震改修設計: 補助率2/3以内、補助限度額 3,000千円 耐震改修工事: 補助率23%以内、補助限度額 30,000千円	H24	H31
127	都市整備局 企画部 住宅政策課	耐震診断・改修補助金	民間戸建住宅等の所有者、耐震診断事業者	213,840,000	217,440,000	民間戸建住宅等の耐震診断・改修に要する費用の一部を補助することにより、建物の倒壊及びそれに起因する火災の発生、道路閉塞、隣家の損傷もしくは倒壊を防止する等、耐震性の高い市街地の形成及び地域の防災性の向上に資することを目的とする	一定の条件を満たす戸建住宅等所有者または耐震診断事業者に対し、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事費用の一部補助を行う ・耐震診断費補助 補助率: 9/10 補助限度額: 4万5千円×戸/棟※1 ・耐震改修設計費補助 補助率: 2/3(設計) 補助限度額: 10万円×戸/棟※1 ・パッケージ耐震診断費補助 補助率: 9/10(診断) 補助限度額: 4万5千円×戸/棟※1 補助率: 2/3(設計) 補助限度額: 10万円×戸/棟※1 ・耐震改修工事費補助 補助率: 1/2 補助限度額: 100万円×戸/棟※1+最大20万円×戸/棟※2 ※1 別途、床面積による上限あり ※2 自己負担額に応じて加算	H17	H31

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	業 務 終期又は 次回検証 年 度
128	都市整備局 企画部 住宅政策課	耐震診断義務化建築物 耐震改修事業費補助金	耐震診断義務化建築物 (要緊急安全確認大規模建築物)の所有者	33,000,000	68,657,000	耐震改修促進法の改正により耐震診断の実施が義務化された民間建築物のうち、避難所など防災上一定の役割が期待できる学校、福祉施設、病院、ホテル等の用途に供する建築物について、その所有者に対して耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助することにより、これら民間建築物の耐震化を促進し、市民の安全・安心の確保を図ることを目的とする	耐震診断義務化建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者に対し、本市との災害時協定の締結等を前提に、耐震改修設計費用及び耐震改修工事費用の一部(限度額あり)を補助する ・補助対象 耐震診断義務化建築物(要緊急安全確認大規模建築物)のうち、学校、福祉施設、病院、ホテル等の用途に供する建築物 ・補助率 耐震改修設計費:2/3以内、耐震改修工事費:23%以内 ・補助上限 耐震改修設計費:700万円/棟、耐震改修工事費用:1億円/棟	H27	H30
129	都市整備局 企画部 住宅政策課	民間すまいりんぐ供給 事業家賃減額補助金	民間すまいりんぐの管理者(大阪市住宅供給公社及び大阪市の指定を受けた民間指定法人)	611,536,000	983,739,000	中堅所得者層の市内居住の促進のため、入居者の家賃を軽減することを目的とする	(賃貸住宅の管理者を経由して)事業者(賃貸住宅の所有者)に対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する ※新規受付分については停止	H6	H30
130	都市整備局 企画部 住宅政策課	特定優良賃貸住宅供給 促進事業家賃減額補助金	大阪市住宅供給公社	198,665,000	242,364,000	中堅所得者層の市内居住の促進のため、入居者の家賃を軽減することを目的とする	事業者(賃貸住宅の所有者)に対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する	H8	H30
131	都市整備局 企画部 住宅政策課	高齢者向け優良賃貸住宅 供給促進事業家賃減額補助金	大阪市住宅供給公社	126,119,000	126,599,000	高齢者の居住の安定を確保するため、入居者の家賃を軽減することを目的とする	事業者(賃貸住宅の所有者)に対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する	H10	H30
132	都市整備局 企画部 住宅政策課	留学生向け借上賃貸住宅 供給事業家賃減額補助金	大阪市住宅供給公社	38,448,000	38,448,000	国際交流の一環として、留学生施策の拡充のため、入居者の家賃負担を軽減することを目的とする	留学生向け住宅の管理者に対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する	H10	H30
133	都市整備局 企画部 住宅政策課	新婚世帯向け家賃補助金	市内の民間賃貸住宅に 居住する新婚世帯	280,830,000	750,858,000	市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して家賃の一部を補助することにより、若年層の市内定着を促進し、活力あるまちづくりを進める	市内の民間賃貸住宅に居住し、一定の要件を満たす新婚世帯に対して、最長72ヶ月、実質家賃負担額(家賃-住宅手当額)と5万円との差額を補助する(月額上限額は、36ヶ月目まで1万5千円、37ヶ月目以降2万円) ※新規受付分については停止	H3	H30
134	都市整備局 企画部 住宅政策課	特定優良賃貸住宅供給 促進事業利子補給	大阪市住宅供給公社	162,910,000	179,223,000	市内の居住水準の向上と市内居住を促進するため中堅所得者層を対象とする良質な賃貸住宅を供給すること	住宅金融支援機構融資等を受けて住宅を建設した場合に、償還元金残高を対象に、償還開始から10年間について2%、その後10年間について1%の利子補給を行う	H6	H30
135	都市整備局 企画部 住宅政策課	高齢者向け優良賃貸住宅 供給促進事業利子補給	大阪市住宅供給公社	41,839,000	42,540,000	高齢者の居住の安定を確保するため高齢者を対象とする良質な賃貸住宅を供給すること	住宅金融支援機構融資等を受けて住宅を建設した場合に、償還元金残高を対象に、償還開始から10年間について2%、その後10年間について1%の利子補給を行う	H10	H30
136	都市整備局 企画部 住宅政策課	新婚・子育て世帯向け 分譲住宅購入融資利子補給	市内の民間住宅を民間 金融機関等の融資を受けて 購入する新婚世帯 または子育て世帯	660,946,000	387,429,000	新婚世帯または子育て世帯に対して利子補給を行うことにより、購入者の初期負担を軽減し、持家取得を支援することで、新婚・子育て層、中堅層の市内居住の定着を図る	民間分譲住宅(マンション、戸建て、タウンハウス等)を金融機関の融資を受けて取得する新婚世帯または子育て世帯に対し、融資額の償還金残高(限度額2,000万円)を対象に年0.5%以内の利子補給を償還開始より5年間行う ※但し、H22.3までの融資申込者は0.5%以内、3年間以内 ※但し、住宅取得にかかる契約締結日がH26.5.31以前の場合は融資利率-1%で0.5%上限	H17	H29
137	都市整備局 企画部 住宅政策課	都市防災不燃化促進助 成金	不燃化促進区域内で一定 の基準に適合した耐火 建築物等を建設する 者	25,998,000	27,932,000	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の避難の安全を確保するため、地域防災計画に定める避難路のうち、本市の指定する避難路の沿道区域において不燃化を促進する	指定する避難路の沿道区域において一定の基準に適合する耐火建築物等を建設する者に対し助成を行う 助成額は3階までの延べ床面積に応じて、10,261千円以下	S55	H30
138	都市整備局 企画部 住宅政策課	分譲マンション長期修 繕計画作成費補助金	分譲マンションの管理 組合	2,100,000	2,700,000	良質な住宅ストックと良好な住環境の形成を図るため、分譲マンションの計画修繕工事の適時適切かつ円滑な実施を支援することを目的とする	分譲マンションの長期修繕計画を作成する管理組合に対して、作成費用の一部を補助する 補助率:補助対象経費の1/3以内(限度額30万円)	H26	H31

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
139	都市整備局 企画部 住宅政策課	分譲マンション再生検討事業費補助金	分譲マンションの管理組合	600,000	600,000	良質な住宅ストックと良好な住環境の形成を図るため、分譲マンションの円滑な建替え等の促進を図ることを目的とする	分譲マンションの再生(耐震改修、建替え、マンション敷地売却)に向けた検討に関する支援を専門家に委託する管理組合に対して、その委託費用の一部を補助する 補助率:補助対象経費の1/3以内(限度額60万円) 補助回数:3回を限度	H28	H30
140	都市整備局 企画部 住宅政策課	子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業住宅改修補助金	住宅改修を行う民間賃貸住宅のオーナー	30,000,000	50,000,000	既存住宅ストックの有効活用を図るとともに、新婚・子育て世帯の市内居住を促進する	要件を満たす既存住宅等について、オーナーが子育て世帯等の入居に資する改修工事等を行う場合、改修費の一部を補助する 補助率:1/3以内 補助限度額:75万円/戸	H26	H31
141	都市整備局 企画部 住環境整備課	主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助金	主要生活道路沿道の一定の要件を満たす建築物の建替等を行う者	2,065,000	2,211,000	「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(優先地区:約1,300ha)」において、避難路へつながる主要な生活道路(概ね幅員6m以上の道路)が不足する地域において、災害時の延焼遅延や避難・消防活動の円滑化に向け、地域住民によるまちづくり協定等が締結された路線を「防災コミュニティ道路」と認定し、沿道建築物の建替えにあわせたセットバックと不燃化を誘導するため、建替等に要する費用の一部について補助を実施する	建築物の建替等に要する費用の一部を補助する 補助対象者:主要生活道路沿道の一定の要件を満たす建築物への建替え等を行う者 補助対象項目:設計費、除却費、耐火構造費、セットバック部分整備費 補助率:除却費(道路拡幅部分整備費)2/3以内、設計費、耐火構造費、セットバック部分整備費1/2以内(補助対象項目・敷地条件別に限度額あり) 補助限度額:100~200万円(間口補正1.0~2.0倍)	H21	H30
142	都市整備局 企画部 住環境整備課	民間老朽住宅建替支援事業従前居住者家賃補助金	一定の要件を満たす老朽住宅の建替等を行う際の従前居住者	7,696,000	7,311,000	都市の防災性や耐震性の向上を図り、災害に強い安全なまちづくりを推進するとともに、良質な住宅への建替の促進と良好なまちなみの形成を図るため、大阪市内で民間土地所有者等が既存の民間老朽賃貸住宅を除却し、従前居住者が建替後の住宅へ再入居あるいは市内の民間賃貸住宅へ転出入居する場合等、一定の要件を満たせば家賃の一部について補助を実施する	建替後の賃貸住宅へ再入居あるいは市内の民間賃貸住宅へ転出入居する場合に家賃差額の一部を一定期間補助する 補助対象者:従前建物の入居者 補助額:従前家賃と従後家賃との差額の1/2以内(高齢者等世帯は2/3以内) 補助限度額:月額25,000円(高齢者等世帯は35,000円)	H5	H30
143	都市整備局 企画部 住環境整備課 生野南部事務所	民間老朽住宅建替支援事業建設費補助金	一定の要件を満たす老朽住宅の建替を行う土地所有者等	168,644,000	160,713,000	民間老朽住宅の良質な住宅への建替の促進と良好なまちなみの形成を図るため、大阪市内で民間土地所有者等が既存の民間老朽住宅を除却し良質な住宅の建設を行う場合、それらに要する費用の一部について補助を実施する	民間老朽住宅の建替に要する費用の一部を補助する 補助対象者:民間老朽住宅の土地所有者等 補助対象項目:設計費、除却費、空地等整備費、共同施設整備費等で、建替の形態によって異なる(項目ごとに限度額あり) 補助率:1/2以内(優先地区では一部2/3以内) 補助限度額:単独建替の場合10,000千円、共同・協調建替の場合40,000千円(優先地区を除く)	H5	H31
144	都市整備局 企画部 住環境整備課 生野南部事務所	狭あい道路拡幅促進整備補助金	一定の要件を満たす建築主等	7,809,000	7,734,000	幅員が4m未満の狭あい道路は、災害時や緊急時の消火・避難などの支障となるだけでなく、通風や採光といった住環境の面においても課題となっていることから、建替え等に際し、建築主等の協力を得て、建築基準法に基づく後退部分を道路として整備することを促進し、密集住宅市街地における防災性及び住環境の向上を図り、安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする	狭あい道路に面した建物の建替え等の際、後退部分を道路として整備する場合、整備費用の一部を補助する 補助対象者:優先地区内の幅員4m未満の道路拡幅の築造等を行う者 補助対象項目:アスファルト舗装費(最大道路中心まで)、側溝整備費、集水枘整備費等 補助率:2/3以内(補助対象項目ごとに限度額あり)	H20	H30
145	都市整備局 企画部 住環境整備課 生野南部事務所	民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却費補助金	一定の要件を満たす老朽木造住宅の除却を行う土地所有者等	25,864,000	24,428,000	地震時における老朽木造住宅の延焼や倒壊による道路閉塞の危険性を低減させるため、「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(約1,300ha)」内で狭あい道路等に面した既存の老朽木造住宅を民間土地所有者等が除却する場合、それに要する費用の一部について補助を実施する	老朽木造住宅の除却に要する費用の一部を補助する 補助対象者:民間老朽住宅の土地所有者等 補助対象項目:除却費 補助率:1/2以内 補助限度額:集合住宅150万円 戸建住宅75万円	H23	H30
146	都市整備局 企画部 住環境整備課 生野南部事務所	密集住宅市街地重点整備事業(除却費補助金、建替建設費補助金、狭あい拡幅補助金)	一定の要件を満たす老朽木造住宅の除却等を行う土地所有者等	61,899,000	50,507,000	「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」に基づき、「重点整備エリア」において、民間老朽住宅の除却や建替え等への支援施策の強化を図ることにより、延焼危険性や避難困難性に関する安全性を確保する	(除却費補助)老朽木造住宅の除却に要する費用の一部を補助する 補助率:1/2以内 補助限度額:集合住宅150万円 戸建住宅75万円 (建替建設費補助)民間老朽住宅の建替に要する費用の一部を補助する 補助率:1/2以内(一部2/3以内) (補助対象項目ごとに限度額あり) (狭あい拡幅補助)狭あい道路に面した建物の建替え等の際、後退部分を道路として整備する場合、整備費用の一部を補助する 補助率:2/3以内 (補助対象項目ごとに限度額あり)	H26	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
147	都市整備局 企画部 住環境整備課 生野南部事務所	密集住宅市街地重点整備事業防災空地活用型除却費補助金	一定の要件を満たす老朽木造住宅の除却等を行う土地所有者等	7,950,000	6,990,000	「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」に基づき、「重点整備エリア」において、跡地を防災空地として活用する場合には、民間老朽木造住宅の除却及び空地の整備に対する補助を実施することにより、延焼危険性や避難困難性に関する安全性を確保する	老朽木造住宅を除却し、その跡地を5年以上、防災空地として活用する場合に要する費用の一部を補助する ○除却費 補助率：2/3以内 補助限度額:集合住宅200万円 戸建住宅100万円 ○防災空地整備費 補助率：2/3以内 補助限度額:120万円	H27	H29
148	都市整備局 企画部 区画整理課	組合等土地区画整理事業補助金	土地区画整理事業施行者	350,000,000	1,100,000,000	土地区画整理事業を施行する組合等に対し、事業に要する経費の一部について補助することにより、事業の適正な執行と円滑な運用を図る	土地区画整理事業を施行する組合等に対し、事業に要する経費について補助金を交付する 補助金の額は、組合等区画整理補助事業実施要領第6第1項及び第2項に規定する補助基本額を限度とする	S52	H29
149	都市整備局 企画部 住環境整備課	地域魅力の創出に繋がる建築物の修景モデル事業補助金	一定の条件を満たすよう地域魅力創出につながる建築物の修景整備を行う者等	3,000,000	0	修景整備によって、建築物の持つ潜在的な魅力を引き出し、地域魅力として活かすことで、市民のまちへの愛着・誇りを育むとともに、まちの活性化や集客・にぎわい創出のための資源としての活用促進を図る	建築物の外観等の修景整備工事費の1/2以内を補助する(補助上限:3,000千円)	H29	H31
150	建設局 道路部調整課	地下街防災推進事業費補助金	地下街管理事業者	73,000,000	10,000,000	地下街防災推進事業に要する経費の一部を本市が補助することにより、都市における重要な歩行者ネットワークを形成している地下街の防災対策の推進を図ることで災害に強い都市の形成を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする	地下街管理会社が行う地下街防災推進計画に基づき実施する防災推進事業(躯体耐力補強、耐震対策、天井部の改修及び避難誘導施設の整備)に要する経費の1/3を補助する	H27	H30
151	建設局 公園緑化部 協働課	児童遊園整備費補助金	児童遊園を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等	3,281,000	3,338,000	既設児童遊園等の遊具その他の設備の管理・更新または増設に対して補助することで、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資することを目的とする	児童遊園等を維持管理する団体等に対し、整備費に係る経費を補助対象とし、1/2かつ上限を、児童遊園の面積が150㎡以上で75,000円、150㎡未満で37,500円を上限として補助する	S48	H29
152	建設局 公園緑化部 協働課	児童遊園活動費補助金	児童遊園を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等	1,820,000	1,860,000	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等に対して活動費を補助することで、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資することを目的とする	児童遊園等の維持管理するための活動にかかる経費を補助対象とし、1/2以内かつ上限を2万円とする	S48	H29
153	建設局 公園緑化部 協働課	保存樹、保存樹林等補助金	保存樹、保存樹林等所有者	1,000,000	1,000,000	保存樹・保存樹林等貴重な緑の保全、育成を図るために維持管理を行う者に対し、必要な経費の一部を助成することにより、都市の自然的環境の保全、維持及び景観の向上に寄与することを目的とする	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律および同施行令に基づき、大阪市が保存樹・保存樹林として指定した樹木の保全を図るため、その維持管理を行うものに対して、1年につき10万円を上限として、対象経費の1/2以内の額を助成する	H3	H29
154	教育委員会事務局 教務部 学校保健担当	児童生徒就学費補助金(給食費補助)	準要保護家庭の児童生徒の保護者	1,143,886,000	1,364,269,000	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条に基づき、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対して、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする	就学が困難であると認定され、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準要保護者)に対して、学校給食費の支給を行う ・小学校は実費相当額(中学校は実費の1/2)	S34	H30
155	教育委員会事務局 教務部 学校保健担当	児童生徒就学費補助金(医療費援助)	要保護・準要保護家庭の児童生徒の保護者	22,497,000	25,816,000	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条、学校保健安全法第24条に基づき、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対して、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする	就学が困難であると認定された生活保護受給者(要保護者)、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準要保護者)に対して、学校保健安全法で定める対象疾病にかかる医療費の援助を行う	S34	H30
156	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当	大阪国際平和センター運営費補助金	(公財)大阪国際平和センター	76,248,000	44,191,000	大阪府と連携し、大阪空襲の犠牲者を追悼するとともに、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝え、平和を願う豊かな心を育み、世界平和に貢献することを目的に、府市共同で大阪国際平和センターを設立し、以降、府とともに運営費補助を実施	大阪国際平和センターの運営費のうち、事業費については府市で1/2ずつを補助し、管理費については財団自主財源を差し引き府市1/2ずつを補助する	H3	H30
157	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当	キッズプラザ大阪運営等補助金	(一財)大阪教育文化振興財団	0	49,874,000	(一財)大阪教育文化振興財団が実施している「キッズプラザ大阪」の運営を補助し、本市児童文化の情報発信拠点として、子どもたちの健全育成を図る	本市施策に必要なキッズプラザ大阪を運営するために最低限必要となる管理運営にかかる経費について、1/2を上限として補助する	H9	H28
158	教育委員会事務局 生涯学習部 文化財保護担当	国指定文化財管理費補助金	国指定文化財所有者	579,000	579,000	文化財保護法第27条の規定により指定された文化財の所有者等に対して、防災設備点検等維持管理のために、必要な補助を行うことにより、文化財の保護を図り、市民の文化の向上及び発展に資することを目的とする	国の重要文化財所有者に対し、防災設備点検等維持管理費総事業費の1/4を補助	S55	H30

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
159	教育委員会事務局 生涯学習部 文化財保護担当	市指定文化財保存修理 事業費補助金	市指定文化財所有者	4,500,000	4,500,000	条例の規定により指定された文化財の保存修理を行う文化財の所有者等に対して、必要な補助を行うことにより、文化財の保護を図り、市民の文化の向上及び発展に資することを目的とする	所有者から申請を受けた、保存修理事業を行わないと文化財としての価値を損なう恐れのあるものについて、審査を行い、審査に合格した文化財の保存修理事業にかかる総事業費の1/2について補助金を交付する	H12	H30
160	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当	全国中学校スポーツ大会 選手派遣補助金	全国中学校スポーツ大会に参加する本市立中学校生徒の保護者	5,643,000	5,849,000	全国中学校体育大会及び全国中学校体育大会では開催されていない競技のうち、全国中学校体育大会と同様の予選会を経る全国規模の競技大会に参加する本市立中学校生徒の交通費及び宿泊費を補助し、スポーツ実践の機会を保障することで心身ともに健康な中学生の育成を図ることを目的とする	全国中学校体育大会及び全国中学校体育大会では開催されていない競技のうち、全国中学校体育大会と同様の予選会を経る全国規模の競技大会に出場する中学生に対する交通費および宿泊費の補助 なお、補助額については、交通費はJR大阪駅から開催都市までの往復運賃に相当する額を上限 また、空路の方が合理的な場合は空路を適用し、開催都市までの往復運賃に相当する額を上限とする 運賃の積算、空路の利用については、職員の旅費に関する条例をもとに積算し、宿泊費は実費とする(1泊上限3,500円、かつ3泊を上限)	不明	H30
161	教育委員会事務局 学校経営管理 センター 事務管理担当	市奨学費(奨学費補助金)	本市在住高校生および 高専生	40,945,000	71,568,000	経済的理由のために高等学校等の修学が困難な者に対し奨学費を支給し、教育の機会均等を確保することを目的とする	本市の区域内に住所を有する市民税非課税の世帯(生活保護世帯を除く)を対象として、領収書等により使途確認の上、奨学費を支給する 第一学年は107,000円以内、第二学年以上は72,000円以内、大阪府「奨学のための給付金」の支給額を差し引いた額を奨学費の支給上限額とする	S24	H30
162	教育委員会事務局 学校経営管理 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助金 (学用品費等補助)	要保護・準要保護家庭 の児童生徒の保護者	993,450,000	999,979,000	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条に基づき、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対して、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする	就学が困難であると認定された生活保護受給者(要保護者)、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準要保護者)に対して、児童生徒費、校外活動費、修学旅行費、通学費、入学準備金(1年生のみ)の支給を行う(修学旅行費以外は準要保護者のみ)	S34	H30
163	教育委員会事務局 学校経営管理 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助金 (中学校夜間学級学用品費等補助)	本市在住中学校夜間学級生徒、またはその保護者	1,515,000	1,648,000	大阪市に在住する中学校夜間学級に通う生徒で、経済的理由により就学が困難な者に対し、就学上の負担を軽減し、教育の円滑な実施を図ることを目的とする	就学が困難であると認定された中学校夜間学級生徒またはその保護者に対して、学用品費等、校外活動費(泊を伴わないもの)、修学旅行費、通学費の支給を行う	S45	H30
164	教育委員会事務局 学校経営管理 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助金 (視覚・聴覚特別支援 学校高等部学用品費等補助)	視覚・聴覚特別支援学校 高等部専攻科生徒の 保護者	345,000	345,000	視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校への就学の特殊事情に鑑み、保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学のための必要な経費について、本市が一部を補助することとし、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする	「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」第2条の経費の支弁区分の第1段階及び第2段階に該当する者で、援助を希望する者に対して、学校徴収金会計基準に定める生徒費に相当する額の支給を行う	S32	H30
165	教育委員会事務局 学校経営管理 センター 事務管理担当 教務部 学校保健担当	児童生徒就学費補助金 (小・中学校特別支援 学級学用品費等補助)	大阪市立小・中学校の 特別支援学級に就学する 児童生徒の保護者及び 学校教育法施行令第 22条の3に規定する障 害の程度に該当する児 童生徒の保護者	74,669,000	104,606,000	大阪市立小学校または中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、もって、特別支援教育の振興に資することを目的とする	小学校または中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者に対して、「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」第2条の経費の支弁区分により経済的負担能力に応じて、学用品等購入費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、通学費、新入学児童・生徒学用品費等(1年生のみ)、交流学习交通費、職場実習交通費(中学校のみ)、医療費を支給する	S46	H30
166	北区役所 総務課	地域活性化事業基金 (ポートピア梅田環境 整備協力費)を活用し た北区まちづくり事業 補助金	北区地域振興会連合振 興町会等	278,018,000	247,342,000	北区における住民主体のまちづくりを支援するため、環境整備事業や安全・安心なまちづくりの推進に関する事業などを実施する地域団体に対して補助を実施することにより、北区における地域の活性化を図る	北区地域振興会連合振興町会等が行う環境整備事業や安全・安心なまちづくりの推進に関する事業などに対する経費を100%補助する	H27	H29
167	北区役所 地域課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	42,376,000	42,376,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
168	都島区役所 まちづくり推進課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	22,113,000	22,113,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H30
169	都島区役所 まちづくり推進課	子どもの安全見守り防犯カメラ設置補助事業	学校の周辺及び通学路・公園等の安全確保のために防犯カメラを設置する町会等	750,000	750,000	学校の周辺及び通学路・公園等への防犯カメラの設置経費の補助を行うことで、子どもの犯罪被害の防止に効果的である防犯カメラの設置を促進し、子どもの犯罪発生件数の減少を図る	学校の周辺及び通学路・公園等に町会等が設置する防犯カメラの設置経費を補助 補助限度額:150千円 補助率:3/4	H27	H29
170	福島区役所 企画総務課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	135,000	140,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等 補助上限:155円/㎡ 補助率:1/2	H27	H29
171	福島区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	19,193,000	19,193,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
172	此花区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	12,076,000	13,486,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H30
173	此花区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	357,000	357,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等 補助上限:155円/㎡ 補助率:1/2	H27	H29
174	此花区役所 保健福祉課	高齢者食事サービス事業補助金	各地域高齢者食事サービス委員会	3,453,000	3,560,000	此花区に居住するひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者を対象に、ボランティアが地域施設での会食等の食事を提供する事業を実施し、高齢者の健康の増進と孤独感の解消を図り、また、地域社会との交流を深めることにより、高齢者の介護予防や社会参加を促進することを目的とする	ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者等に対して、配食または地域の集会所などで会食事業等を実施する高齢者食事サービス委員会に対して食事費・会場費等の1/2を補助する(補助上限:食事費1食180円、会場費127,560円、検便費1人年1回500円)	H27	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
175	此花区役所 保健福祉課	憩の家施設運営補助金	桜島憩の家運営委員会	289,000	0	高齢者の心身の健康増進を図り、また、地域住民等に対し健康づくりや仲間づくり、ボランティア活動等の自主活動の場を提供することにより地域福祉の推進に資することを目的とする	憩の家の施設運営を行う者に対し、運営に必要な経費の1/2を補助する(補助上限289千円)	H25	H30
176	中央区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	57,557,000	57,557,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H30
177	中央区役所 市民協働課	中央区「商い体験」事業補助金	ミナミ地区(概ね中央大通、谷町筋、区境で囲まれた地区)の商店会	1,000,000	1,000,000	商店街の活性化と個性的で魅力的な商店街づくりを推し進めるミナミ地区の商店会等によって観光集客とミナミ地区の魅力を発信するために実施される「商い体験」事業を支援し、ミナミ地区の観光発展・経済振興に資する	補助対象:ミナミ地区の商店会を対象として、「商い体験」事業、または、ミナミ地区の魅力を発信するために実施する事業の経費(会場費、謝金、広告宣伝費等) 補助率:1/2 補助上限:1,000千円	H21	H30
178	中央区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	20,000	20,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等 補助上限:155円/㎡ 補助率:1/2	H27	H29
179	西区役所 総務課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	61,000	61,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等 補助上限:155円/㎡ 補助率:1/2	H28	H30
180	西区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	22,268,000	22,268,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
181	港区役所 協働まちづくり 支援課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	27,192,000	27,189,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
182	港区役所 協働まちづくり 支援課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	319,000	319,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助対象経費：肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等 補助上限：155円/㎡ 補助率：1/2	H27	H29
183	大正区役所 総務課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	73,000	73,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助対象経費：肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等 補助上限：155円/㎡ 補助率：1/2	H27	H29
184	天王寺区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	16,025,000	16,335,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H30
185	天王寺区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	93,000	93,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助対象経費：肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等 補助上限：155円/㎡ 補助率：1/2	H28	H30
186	浪速区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	19,636,000	19,636,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H30
187	浪速区役所 保健福祉課	在宅医療と介護の連携 基盤構築支援事業補助 金	浪速区医師会	0	17,280,000	医療従事者と介護従事者がシームレスに必要な情報を共有するためICTを利用した医療介護連携システムを構築する医師会に対して補助を実施することにより、浪速区における在宅患者が重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような体制の確立を図る	ICTを利用した医療介護連携システム構築にかかる導入経費を補助する(補助上限：17,280千円)	H28	H28

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
188	西淀川区役所 地域支援課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	33,632,000	33,632,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
189	西淀川区役所 教育支援課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	97,000	66,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等 補助上限:155円/㎡ 補助率:1/2	H27	H29
190	西淀川区役所 教育支援課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(施工)	地域の芝生化実行委員会等	0	2,120,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する	芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する 補助内容:補助対象経費(芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等)について、1㎡あたり5,300円を上限とし、530万円までを補助 補助率:10/10	H26	H28
191	西淀川区役所 保健福祉課	子ども達に寄り添うつどいの家(学習支援)補助金	NPO・ボランティア団体等	500,000	0	経済的な理由をはじめ様々な事情により大人とのかかわりが希薄な子どもに対し、居場所の提供や宿題の補助、学び直し等の学習支援を行うものに対して、これに要する経費の一部を補助し、もって児童の健全育成と自立を促進することを目的とする	学習支援事業の実施に要する人件費、消耗品費等の1/2(補助上限:250千円/施設)を補助する	H29	H31
192	西淀川区役所 保健福祉課	子ども達に寄り添うつどいの家補助金	NPO・ボランティア団体等	0	2,000,000	ネグレクト状態にある児童に対して、夕方から夜間にかけての居場所を提供し、学習支援、生活相談支援を行うものに対して、これに要する経費の一部を補助し、もって児童の健全育成と自立を促進することを目的とする	子ども達に寄り添うつどいの家事業を実施するNPO・ボランティア団体等に対して、子ども達に寄り添うつどいの家事業の実施に要する人件費及び物件費の経費等の1/2を補助する(補助上限:1,000千円/施設)	H27	H28
193	淀川区役所 政策企画課	地域交通支援事業補助金	企業、福祉法人等のバス運行を行う事業者	495,000	525,000	区内の交通空白地域において、バス等運行事業を実施する事業者に対して、燃料費等の補助を行うことにより、高齢者や障がい者等の公共交通手段の確保を図る	区内の交通空白地域においてバス等運行事業を実施する事業者に対して、事業に必要な燃料費及び駐車場賃借料(補助上限495千円)の1/2を補助する	H28	H29
194	淀川区役所 市民協働課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	320,000	320,000	区域内における青色防犯パトロール活動を支援するため、青色防犯パトロール活動を実施する団体に対して補助を実施することにより、街頭犯罪を減少させ、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざす	青色防犯パトロール活動を実施する団体に対して、活動に要する巡回車の燃料費及び駐車場賃借料等の経費の1/2を補助する(補助上限16万円/1団体)	H24	H29
195	淀川区役所 市民協働課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	1,300,000	2,600,000	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまで以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助限度額:200千円 補助率:1/2(マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入) (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援 補助回数:1回 補助限度額:100千円 補助率:1/2	H24	H30

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
196	淀川区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	38,482,000	38,485,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H30
197	淀川区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	541,000	582,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等 補助上限:155円/㎡ 補助率:1/2	H27	H29
198	淀川区役所 市民協働課	地域課題解決に向けた区民提案型活動補助金	NPO法人、市民活動団体等の任意団体	1,000,000	0	複雑化・多様化する地域課題の解決に向けて、NPO法人等と地域活動協議会や企業等が連携・協働する仕組みを構築することにより、住民視点での地域特性に応じた活動を支援するため、淀川区内の地域活動解決に向けた事業を実施する法人等団体に対して、事業に要する経費を補助することにより、地域活動の一層の活性化を図る	淀川区内の地域活動解決に向けた事業を実施する任意団体に対して、事業に要する講師謝礼・会場使用料等の事務経費(補助基準額:50万円)の1/2を補助する	H27	H29
199	東淀川区役所 保健福祉課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	64,928,000	64,928,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H30
200	東淀川区役所 保健福祉課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	569,000	422,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等 補助上限:155円/㎡ 補助率:1/2	H27	H29
201	東淀川区役所 保健福祉課	一時預かり事業補助金	認可外保育施設を運営する法人	1,580,000	3,160,000	認可外保育施設において時間単位の一時預かり事業を実施する事業者に対し、利用者の負担を軽減しながら保護者の傷病等による緊急・一時的に保育が必要な場合や、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減や就学前児童の成長、発達等、子育て支援を実施することを目的とする	児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童で、保護者の傷病等により保育を必要とする児童を対象とし、認可外保育施設において保育サービスを提供する 補助率:50%	H25	H30
202	東淀川区役所 保健福祉課	「こどもと地域を結ぶ居場所」開設準備にかかる補助金	「こどもと地域を結ぶ居場所」開設事業者	600,000	0	放課後に家庭や学校に居場所のないこどもを対象に、放課後の生活習慣や学習習慣を定着させることにより、学習意欲の向上を図ることを目的として「こどもの居場所」を開設する事業者に対し、開設準備経費にかかる補助金を交付する	実施事業者に、居場所設置初年度のみ、開設にかかる備品等購入費の1/2以内(補助上限:150千円/箇所)を補助する	H29	H31
203	東淀川区役所 保健福祉課	ライフレーション事業補助金	社会福祉法人・医療法人等	0	11,110,000	社会福祉法人・医療法人等の法人などが、専門的知識や技術、所有する施設等を地域に提供し、日常的な生活相談から福祉専門相談、見守りキーホルダー事業やその他見守り活動事業を実施することにより、高齢者や障がい者などの要援護者(以下「要援護者」という)がいつまでも地域で安心して生活できる仕組みづくりを構築することを目的とする	要援護者が地域でいつまでも安心して生活できる仕組みを構築するための事業の実施に要する経費(人件費及び物件費等)を補助する 補助対象:社会福祉法人・医療法人等の法人等 補助率:1/2(補助上限:5,555,000円/1ブロック)	H27	H28

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
204	東淀川区役所 保健福祉課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(施工)	地域の芝生化実行委員会等	0	5,300,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する	芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する 補助内容:補助対象経費(芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等)について、1㎡あたり5,300円を上限とし、530万円までを補助 補助率:10/10	H26	H28
205	東成区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	17,500,000	17,500,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H30
206	東成区役所 市民協働課	ふれ愛パンジーまちづくり活動支援事業補助金	市民活動団体等	500,000	500,000	地域社会の課題に取り組む市民活動団体等の公益的な市民活動に対して補助を行うことにより、自律的・継続的な活動となるよう支援する	市民協働ステーションであるふれ愛パンジーを活用し、市民活動団体等が地域社会の課題解決に取り組む公益的な事業のうち、第三者委員会が選定した事業に対して補助対象経費(消耗品費、会議費等)の50%を上限に補助を行う	H27	H29
207	東成区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	279,000	279,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等 補助上限:155円/㎡ 補助率:1/2	H28	H30
208	生野区役所 地域まちづくり課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	159,000	159,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等 補助上限:155円/㎡ 補助率:1/2	H27	H29
209	生野区役所 地域まちづくり課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	320,000	320,000	地域の自主防犯活動として青色防犯パトロールを実施する団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施にかかる経費(ガソリン代等)の一部補助 補助対象者:生野区において青色防犯パトロール活動を実施する団体等 補助率:1/2以内	H24	H29
210	生野区役所 地域まちづくり課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	32,174,000	32,174,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
211	生野区役所 地域まちづくり課	地域安全防犯カメラ設置補助金	街頭犯罪多発地域に防犯カメラを設置する地域団体等	4,200,000	3,450,000	街頭犯罪多発地域における犯罪を抑止するため、町会等に対して防犯カメラの設置にかかる経費を補助することにより、防犯カメラの設置を促進し、街頭犯罪発生件数の減少を図る	街頭犯罪多発地域に防犯カメラを設置する町会等に対して、その設置に要する経費を補助する 補助率:設置経費の3/4以内(補助上限150千円)	H26	H29
212	生野区役所 地域まちづくり課	福祉有償運送運転者育成支援事業補助金	福祉有償運送事業を実施しようとする者	188,000	225,000	地域住民等が主体となった福祉交通の担い手に対し補助金を交付することにより、地域の特性や実情、区内住民の移動手段のニーズにあった安定的な交通体系を構築し、便利で暮らしやすいまちづくりを目指す	新たに福祉有償運送にかかる運転手になろうとする者に対する講習会経費の補助 補助率:1/2以内 補助上限:7,500円	H26	H31

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
213	生野区役所 地域まちづくり課	高齢者食事サービス事業補助金	各地域高齢者食事サービス委員会等	7,043,000	7,258,000	高齢者の健康増進と地域社会との交流を促進するため、地域において食事サービスを実施する事業者等に対して補助を行う	食事サービスを実施する事業者等に対して、食材費・弁当代等の経費を補助する 補助率:対象経費の1/2以内	H27	H29
214	旭区役所 総務課	バス運行事業補助金	乗合バス運行事業者	9,000,000	9,000,000	区内において、交通が不便となる地域の交通アクセスをカバーするとともに、現状のバスの利用者の大半を占める高齢者が利用しやすい車両を使用した乗合バスの運行を行う事業者の参入意欲を促進するため、区内において乗合バスの運行を実施する事業者に対して補助金を交付する	区内において乗合バスの運行を実施する事業者に対して、最低限必要な路線運行の実施に要する、運転手にかかる人件費及び路線運行に必要な燃料費等の1/2を補助する (補助上限:9,000千円)	H26	H30
215	旭区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	18,797,000	17,197,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H30
216	旭区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	155,000	155,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等 補助上限:155円/㎡ 補助率:1/2	H27	H29
217	城東区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	39,747,000	39,808,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
218	城東区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	53,000	53,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等 補助上限:155円/㎡ 補助率:1/2	H27	H29
219	城東区役所 市民協働課	自立的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	0	200,000	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自立的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまで以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助限度額:200千円 補助率:1/2(マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入) (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援 補助回数:1回 補助限度額:100千円 補助率:1/2	H24	H28

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
220	城東区役所保健福祉課	高齢者食事サービス事業補助金	各地域高齢者食事サービス委員会	6,536,000	7,274,000	区内に居住するひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯等を対象に食事サービスを行う地域高齢者食事サービス委員会に対して補助金を交付し、当該高齢者の健康増進と地域社会との交流を図る	高齢者食事サービス事業を実施する委員会に対して、実施に要する活動費、運営費の1/2を補助する	H27	H29
221	城東区役所保健福祉課	一時保育事業補助金	社会福祉法人等	4,612,000	6,918,000	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、また、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減や就学前児童の成長・発達のために保育が必要な場合に、一時保育事業において保育サービスを提供する法人に補助金を交付し、乳幼児の福祉の増進を図る	一時保育事業を実施する法人に対して、必要な担当保育士の人件費等を延べ利用児童数から補助基準額により算出のうえ、その金額を補助金として交付する	H27	H29
222	鶴見区役所地域活動支援課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	26,187,000	23,934,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
223	鶴見区役所地域活動支援課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	65,000	65,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等 補助上限:155円/㎡ 補助率:1/2	H27	H29
224	鶴見区役所地域活動支援課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	0	100,000	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまで以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	地域活動協議会による法人格の取得にかかる事業 補助期間:1ヵ年(法人格の取得にかかる1回限り) 補助限度額:100千円 補助率:1/2	H24	H28
225	阿倍野区役所企画調整課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	21,900,000	21,900,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H30
226	阿倍野区役所企画調整課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	124,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等 補助上限:155円/㎡ 補助率:1/2	H29	H31

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
227	阿倍野区役所 企画調整課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(施工)	地域の芝生化実行委員会等	0	4,596,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する	芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する 補助内容:補助対象経費(芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等)について、1㎡あたり5,300円を上限とし、530万円までを補助 補助率:10/10	H28	H28
228	阿倍野区役所 保健福祉課	高齢者食事サービス事業補助金	各地域高齢者食事サービス委員会等	4,097,000	4,097,000	阿倍野区に居住するひとり暮らし・寝たきり高齢者等に対して、地域施設で会食等の食事サービスを実施する事業者に対して補助を行うことにより、当該高齢者の健康増進と地域社会との交流を深め、高齢者の介護予防や社会参加の促進を図る	食事サービス事業を実施する事業者に対して、食事サービス事業の実施に要する食材費などの食事にかかる経費と、活動に必要な消耗品費・使用料等の運営にかかる経費の総額の1/2を上限に予算の範囲内で補助する	H27	H30
229	住之江区役所 政策推進室	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	49,708,000	46,942,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H30
230	住之江区役所 政策推進室	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	155,000	155,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等 補助上限:155円/㎡ 補助率:1/2	H27	H29
231	住吉区役所 教育文化課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	186,000	186,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等 補助上限:155円/㎡ 補助率:1/2	H27	H29
232	住吉区役所 教育文化課	すみよしの魅力PR補助金	地域の実行委員会等	2,000,000	2,000,000	地域住民等が住吉区の歴史・文化・自然資源を活用し、住吉の魅力発信する文化的事業を実施する活動を通じて、まちの活性化を図ることを目的とした文化事業を行った地域団体等に対し、イベント運営等事業にかかる補助金を交付する	区の「すみよしの魅力PR補助金」を活用して住吉区の魅力発信する事業イベントを開催する団体等に、イベント運営にかかる経費を補助する 補助内容:出演者等謝礼、パンフレットポスター等の印刷製本費、イベントにかかる保険料、会場使用料、会場設営等にかかる委託料等の1/2に相当する額について、100万円を上限として補助 補助率:1/2	H27	H29
233	住吉区役所 地域課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	40,284,000	40,284,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
234	東住吉区役所 区民企画課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	34,156,000	34,154,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
235	東住吉区役所 区民企画課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	131,000	58,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等 補助上限:155円/㎡ 補助率:1/2	H28	H31
236	東住吉区役所 区民企画課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(施工)	地域の芝生化実行委員会等	0	2,549,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する	芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する 補助内容:補助対象経費(芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等)について、1㎡あたり5,300円を上限とし、530万円までを補助 補助率:10/10	H27	H28
237	東住吉区役所 保健福祉課	高齢者食事サービス事業補助金	各地域高齢者食事サービス委員会	4,822,000	4,689,000	高齢者の健康保持やいきがづくりや地域の福祉コミュニティの醸成のため、地域施設での会食等の提供を実施する事業者に対して補助を行うことにより、高齢者の介護予防や社会参加の促進を図る	地域施設での会食等の提供を実施する事業者に対して、地域施設での会食等の提供の実施に要する食材料購入経費及び報償費等の1/2を補助する(食材料費・弁当代経費については補助基準額:250円、ボランティア検便経費については補助基準額:205円、活動に必要な経費については補助基準額:12,000円~89,000円)	H27	H29
238	平野区役所 まちづくり協働課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	284,000	284,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等 補助上限:155円/㎡ 補助率:1/2	H27	H29
239	平野区役所 まちづくり協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	52,118,000	52,118,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
240	西成区役所 総務課	簡易宿所設備改善助成金	西成区内において簡易宿所等を経営する事業者(法人・個人)	20,000,000	20,000,000	ビジネス・観光客受入のために設備の改善等を行う区内の簡易宿所事業者に対して、助成金を交付することにより、観光客受入施設の増加を促し、地域の活性化を図るとともに、大阪全体の観光客受入体制の整備につなげる	ビジネス客・観光客受入のために設備の改善等を行う区内の簡易宿所事業者に対して、シャワールーム・トイレ・IT環境(Wi-Fi環境)・客室整備(畳のフローリング化等)・看板(英語表記)・フロント設備の整備に要する工事費の1/2の額を助成する(補助上限:200万円)	H27	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
241	西成区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	50,039,000	50,087,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に 加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が 100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当 する額)	H25	H30
242	西成区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に 対する補助金(維持管 理)	地域の芝生化実行委員 会等	411,000	411,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境 をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、 地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備 事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付 する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を 行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助す る 補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要 する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新 作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等 補助上限:155円/㎡ 補助率:1/2	H27	H29
243	西成区役所 市民協働課	防犯カメラ設置補助金	西成区内の地域活動協 議会及び同協議会を構 成する団体	1,200,000	1,200,000	地域へ防犯カメラを設置する地域活動協議会に対して補助を実 施することにより、犯罪の温床となりにくい環境づくりを推進 する	防犯カメラ設置に要する本体購入費・取付工事費等の1/2を補助 する(補助上限:10万円)	H28	H30
244	西成区役所 市民協働課	簡易宿所等防犯カメラ 設置補助金	西成区内において簡易 宿所等を経営する事業 者(法人・個人)	0	2,000,000	区内において、治安の向上を求められているエリアの課題に対 応するため、簡易宿所等の経営者で防犯カメラの新設を希望す る者に対して、本体購入費等の補助を実施することにより、犯 罪発生率の低下を目指す	簡易宿所等の経営者で防犯カメラの新設を希望する者に対し て、防犯カメラ設置事業の実施に要する本体購入費・取付工事 費等の1/2を補助する(補助上限:10万円)	H27	H28
245	西成区役所 保健福祉課	こども食堂支援補助金 (ネットワーク化補 助)	こども食堂関係者間の ネットワーク構築を行 う団体	1,500,000	0	こども食堂関係者間のネットワーク構築を行う団体に対して補 助を実施することにより、こども食堂の安定的・継続的な活動 促進を図る	こども食堂関係者間のネットワーク構築にかかる経費の1/2を補 助する(補助上限:1,500千円)	H29	H31
246	西成区役所 保健福祉課	こども食堂支援補助金 (開設補助・事業補 助)	こども食堂を実施する 団体	2,400,000	0	経済的な課題をもつ子育て世帯が多く、加えて、こども同士や 大人との関わりが希薄となってきたため、こども食堂におい て、こども同士や大人と食事を摂る中で得られる安心感や連 帯感が、こどもの成長の一助になると期待できることから、こ ども食堂を実施する団体に対して開設補助・事業補助を行うこ とにより、こども食堂の新規開拓や活動促進を図り、安定運営 ができるよう支援する	こども食堂にかかる経費の1/2を補助する(補助上限:開設補助 150千円、事業補助300千円)	H29	H31
29年度に支出対象がないため予算計上を行っていないもの等				0	8,750,000				
一般会計合計				42,310,241,000	33,175,081,000				

※「29年度当初」欄に金額の記載がないものについては、廃止となったもの。

(食肉市場事業会計)

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開 始 年 度	終 期 又 は 次 回 検 証 年 度
1	中央卸売市場 南港市場	大阪市中央卸売市場記念 事業補助金	大阪市中央卸売市場食肉 市場開設60周年記念事業 実行委員会	1,200,000	0	市場のPR、食肉の安定供給、安全で安心した食肉の消費喚起を促すなど市場の活性化を図ることを目的とする	平成30年1月に中央卸売市場南港市場が食肉市場開設60周年を迎えることから、記念事業として記念式典を開催し、市場PR、食肉の安定供給、安全で安心した食肉の消費喚起を促すため、事業費等の1/2を補助する	H29	H29
政令等特別会計合計				1,200,000	0				

(下水道事業会計)

(単位：円)

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

番号	所 管	支出名称	支出先	29年度当初	28年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開 始 年 度	終 期 又 は 次 回 検 証 年 度
1	建設局 下水道河川部 施設管理課	雨水貯留タンク普及促進 助成	市内に雨水貯留タンクを 設置する申請者	1,800,000	1,800,000	総合的な浸水対策の一環として、雨水の流出抑制及び雨水の利用を目的とした雨水貯留タンクを設置する市民に対し助成金を交付する	市内の住宅等に設置される市販の雨水貯留タンク1基につき3万円を上限として、購入費の1/2を助成する	H18	H30
準公営企業会計合計				1,800,000	1,800,000				
合計				42,313,241,000	33,176,881,000				

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番号	7	所管	経済戦略局立地推進部立地推進担当		
名称	企業立地促進助成金				
交付先	進出企業等				
交付目的	世界のイノベーター・投資が集まるオープンイノベーション都市をめざし、ベンチャー等と協業し新たな製品・サービスを開発する事業者や、まだ大阪に少ない民間ベンチャー支援施設等の立地を促進することで、イノベーションが次々と生まれる環境の整備を図る				
事業の概要	ベンチャー企業等と協業あるいは支援する事業所に対して開設にかかる建設費・賃料等の一部を補助する ①オープンイノベーション推進拠点：ベンチャー等との協業により新商品・サービスを開発する事業所等 ②ベンチャー成長促進拠点：ベンチャー等による事業創出を支援する事業所等				
29算定額及び積算	補助対象経費60,000千円×補助率1/2×2件＝60,000千円				
事業開始年度	平成29年度	交付方法	通常払い(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	①オープンイノベーション推進拠点 【所有型】建物取得・設備投資額等に対し補助率10%以内(補助上限：300,000千円 分割払) 【賃借型】賃借料に対し補助率1/2以内と設備投資額等に対し補助率10%以内(補助上限：60,000千円 分割払) ②ベンチャー成長促進拠点 【所有型】建物取得・設備投資額等に対し補助率10%以内(補助上限：100,000千円 分割払) 【賃借型】賃借料に対し補助率1/2以内と設備投資額等に対し補助率10%以内(補助上限：60,000千円 分割払)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	法人				
性質別分類	その他事業補助				
終期	平成31年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有識者による選定	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	企業の市内投資に伴う費用の軽減に寄与するもので、厳しい都市間競争に打ち勝つ源泉であり、企業を呼び込み、新しいビジネスを創出するために必要である
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象経費を企業が市内投資する際に必要な建物取得経費や賃料等に限定しており、補助率は建物取得経費等10%以内、賃借料1/2以内とし、補助上限も設定しているため妥当である
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	企業の市内投資に伴う初期費用の軽減に寄与し企業ニーズに対応しており、事業継続要件により当該企業の定着が見込まれるため、有効である
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募するとともに、外部委員からなる有識者会議を設置して、事業計画の承認等について意見具申を受け、選定基準に則って交付先を適正に決定するため、公平である

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	民間投資の促進等・・・目標値：総投資額39億円(助成予定額5.4億円)、測定方法：年度末時点の状況報告(実績)による ①オープンイノベーション推進拠点における他社との面談者数・・・目標値：100者/月/拠点、測定方法：年度末時点の状況報告(実績)による ②ベンチャー成長促進拠点での交流イベント等による支援件数・・・目標値：10回/年/拠点、測定方法：年度末時点の状況報告(実績)による
--------	---

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番号	24	所管	都市計画局計画部都市計画課		
名称	地域景観づくり活動費助成金				
交付先	地域景観づくり推進団体及び地域景観づくり協定の代表者				
交付目的	市民や事業者による地域主導の景観まちづくりの取り組みを促進するため、地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルールづくりやルールの運用を支援することを目的とする				
事業の概要	大阪府が認定した地域景観づくり推進団体及び地域景観づくり協定の締結者の代表者に対し、活動に必要な経費の1/2以内で限度額30万円/年を最長5年間助成する(ただし活動支援3年、運用支援2年とし、活動支援期間中の協定策定を継続の前提条件とする) また、地域景観づくり協定にかかる経費(協定策定時に作成する周知パンフレットのデザイン及び印刷経費や周知にかかる費用)に対して1/2以内で20万円を限度(1回限り)に助成する				
29算定額及び積算	補助対象経費300千円(6カ月)×補助率1/2×1団体=150千円 (補助上限年間300千円)				
事業開始年度	平成29年度	交付方法	通常払い(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input checked="" type="checkbox"/>	規則 <input checked="" type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称	大阪市都市景観条例、大阪市都市景観規則				
補助率等	・活動実施にかかる経費:補助基本額:一、補助率50%(補助上限:300千円) ・協定にかかる経費:補助基本額:一、補助率50%(補助上限:200千円)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	その他事業補助				
終期	平成33年度				
公募	有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	地域の景観づくりに意欲のある市民や事業者で構成される団体に対し助成することで、地域主導の景観まちづくりを推進することができる
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費は、活動実施に伴う必要経費および協定策定時の周知にかかる経費のみとしており、1/2の補助率及び補助限度額の設定は、妥当である
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	一定期間で地域の景観ルールを策定し、運用することに対し、継続的(最大5年間)に支援できる仕組みは有効性があり、当該事業(助成金)による支援策が最適である
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	要件を設けたうえで、広く一般に募集を行うものであり、公平性があり適正である

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	①地域景観づくり推進団体の認定後に活動費助成の支援を受け、地域景観づくり協定の策定を目指す団体数・・・1団体以上 効果測定方法・・・検証期間(3年間)における団体数 ②地域景観づくり協定の認定後に、事業者との意見交換により、地域の景観ルールに則した建築計画等を誘導できた団体数・・・1団体以上 効果測定方法・・・検証期間(2年間)における団体数 ③地域景観づくり協定認定後、5年経過した時点での固定資産税収増の効果・・・2.8%(国土交通省が示す経済的価値分析を参考としたモデル地区における試算による) 効果測定方法・・・周辺の地価との比較により効果を測定する
--------	---

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番 号	40	所 管	福祉局生活福祉部自立支援課			
名 称	あいりん地域における医療施設整備等補助金					
交付先	(社福)大阪社会医療センター					
交付目的	あいりん地域における医療施設を整備する社会福祉法人に対して、施設整備に係る経費を補助することにより、あいりん居住者及び生活困窮者に対して、必要かつ迅速な医療の提供を行うなど、あいりん特有の事情に鑑み、福祉の向上を図ることを目的とする					
事業の概要	あいりん地域における医療施設を整備するために必要な経費(基本設計費、実施設計費、建築費用等)のうち、本市が負担すべき経費に対して補助する					
29算定額及び積算	補助対象経費34,263千円×補助率4/5=27,410千円					
事業開始年度	平成29年度		交付方法	概算払(一括)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input checked="" type="checkbox"/>	規則 <input checked="" type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input type="checkbox"/>	
法律・条例等の名称	社会福祉法人の助成に関する条例(昭和39年大阪市例規第79号) 社会福祉法人の助成に関する条例施行規則(平成11年大阪市例規第39号)					
補助率等	補助基準額:一、補助率80%(補助上限:※面積按分による本市が負担すべき経費) ※本市負担割合については平成29年度基本設計を基に精査を行う。					
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
交付先の分類	外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第2条第1項第1号に基づく外郭団体					
性質別分類	施設整備事業補助					
終 期	平成31年度					
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input type="checkbox"/>		無 <input checked="" type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>				
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由			

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	あいりん地域に病院が必要だが耐震性に問題があり、また、地域特性から(社福)大阪社会医療センター以外の法人では事業運営が出来ないため、建替整備に対して補助を行うものであり、公益性が認められる
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	当該法人が建替整備を行う方が、費用が抑えられ期間も短縮できることから、妥当かつ明確なものとなっている
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	整備に係るイニシャルコストを本市が持つことにより、事業収益を確保でき安定した事業運営ができることから、補助金額に見合う効果が十分に期待できる
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	地域特性に対して経験やノウハウを有していることや、安定した医師確保が出来ることなどから、当該法人しか事業実施は困難であることから、交付先は適正・公平に決定されている

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	計画どおりに建替整備を行うことで、自立的な(社福)大阪社会医療センターの運営を目指し、収益を(社福)大阪社会医療センター無料低額診療等事業補助金の削減につなげる ※平成33年度 新病院供用開始(平成29年度基本設計策定)
--------	---

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番号	58	所管	福祉局高齢者施策部高齢施設課		
名称	既存高齢者施設等防犯対策強化事業補助金				
交付先	社会福祉法人等				
交付目的	特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなど的高齢者施設等の防犯対策を強化するために、必要な安全対策に要する経費の一部を助成することにより、施設入所者等の安全の確保を図ることを目的とする				
事業の概要	既存高齢者施設等の防犯対策を行うための整備費(補助率:1/2) 防犯カメラ設置等 補助上限:900千円(1,800千円×1/2)				
29算定額及び積算	補助対象額1,800千円×補助率1/2×79施設=71,100千円				
事業開始年度	平成28年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額:国実施要綱に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額(補助上限1,800千円) 補助率:50%				
財源の有無	国 <input checked="" type="checkbox"/> (10/10)	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	法人				
性質別分類	施設整備事業補助				
終期	平成29年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

	基本的視点	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	社会福祉施設等の防犯に係る安全確保に資するため、防犯カメラ等を設置するなどの防犯対策を強化する必要がある
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費は、防犯対策を実施するために必要な経費であり、国基準どおりの補助率及び補助基準としているため、妥当である
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	施設の防犯対策に必要な経費の一部について補助を実施することにより、入所者等の安全性の確保を図ることができることから、補助の有効性がある
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	市内すべての既存高齢者施設等を対象に、補助申請を実施し交付決定することからその公平性は高い

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	当該補助金を活用した防犯対策の強化 目標値:79施設 効果測定方法 平成29年度末の整備実績
--------	---

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番 号	79	所 管	こども青少年局子育て支援部こども家庭課				
名 称	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業補助金						
交付先	(社福)大阪市社会福祉協議会						
交付目的	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得をめざすひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする						
事業の概要	事業の実施に要する入学金等の貸付原資及び事務経費を補助する						
29算定額及び積算	500千円/人×300人×1/10(市費負担割合)×1/3(3年按分)=5,000千円						
事業開始年度	平成28年度		交付方法	概算払(一括)			
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>		
法律・条例等の名称							
補助率等	補助基準額:一、補助率:100%(補助上限:5,000千円)						
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
交付先の分類	法人						
性質別分類	その他事業補助						
終 期	平成30年度						
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input type="checkbox"/>		無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>					
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由				

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	就職に有利な資格の取得を促すことで、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的としており、必要性がある
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費や金額の上限は国の基準に準じているため妥当である
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	国基準に従い、団体への補助により事業を行うことで継続した事業実施が可能となるため有効である
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	実施団体は、全ての社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人としており、公平性が確保されている

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	目標値: 資格取得後の就職率…90% 測定方法: 平成30年度末時点の対象者の就職率による
--------	--

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番 号	82	所 管	こども青少年局子育て支援部こども家庭課		
名 称	児童養護施設等防犯対策強化整備費補助金				
交付先	社会福祉法人等				
交付目的	児童養護施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ・電子錠設置等の必要な安全対策に要する費用を補助することにより、安全・安心な環境整備を図る				
事業の概要	児童養護施設等の防犯対策を行うための整備費(補助率:3/4) ①門、フェンス等の外構 補助上限:なし、補助下限:1,000千円 ②非常通報装置等 補助上限:1,350千円、補助下限:300千円				
29算定額及び積算	補助対象経費1,800千円×補助率3/4×2施設=2,700千円				
事業開始年度	平成28年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額:一、補助率:75% 補助上限:①門、フェンス等の外構:なし、②非常通報装置等:1,350千円				
財源の有無	国 <input checked="" type="checkbox"/> (2/3)	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	法人				
性質別分類	施設整備事業補助				
終 期	平成29年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	社会福祉施設等における防犯対策の強化が求められており、必要な整備費を助成する必要がある
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費等は国施設の防犯対策に必要な整備に要する費用に限定しており、補助率及び補助基準は国基準どおりとしていることから、妥当である
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	防犯対策にかかる施設整備の促進により、施設入所者の安全性の確保が図られ、有効性がある
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	本市が認可・認定した法人、個人すべてを対象としており、公平性が確保されている

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	当該補助金を活用した防犯対策の強化 目標値:2施設 効果測定方法:平成29年度末の整備実績
--------	--

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番号	98	所 管	こども青少年局保育施策部保育企画課		
名称	民間保育所整備用地提供促進補助金				
交付先	新たに民間保育所施設整備を実施する事業者に土地を賃貸により提供する所有者				
交付目的	新たに保育所整備用地を賃貸により貸付けて提供する土地所有者に対して、当該土地の固定資産税等の一部の補助を実施することにより、保育所用地提供の促進を図り、保育所の開設を進めることで、保育を必要とする全ての児童に対応する入所枠の確保を図る				
事業の概要	当該保育所整備用地に賦課される固定資産税等税額と住宅用地の課税標準特例措置を受けて賦課された場合の差額について、10年分相当額を一括で補助する				
29算定額及び積算	$(\text{固定資産税} + \text{都市計画税}) - ((\text{固定資産税} \times 1/6) + (\text{都市計画税} \times 1/3)) \times 10\text{年間} = 33,840\text{千円}$ 固定資産及び都市計画税等相当額 $33,840\text{千円} \times 32\text{箇所} = 1,082,880\text{千円}$				
事業開始年度	平成29年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額: 一、補助率: 100%				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	個人、法人				
性質別分類	施設整備事業補助				
終 期	平成29年度				
公 募	有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

	基本的視点	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	土地賃料が高額で整備が進まない都心部において、土地所有者に対する保育所用地提供のインセンティブとして、土地所有者に発生する税負担等の軽減策は整備促進のために必要である
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	当該土地所有者に賦課される固定資産税及び都市計画税額と同金額を10年一括で交付するものであり、整備促進のためのインセンティブの観点からも妥当である
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	当該用地に対して土地所有者に賦課される税相当額を助成することにより土地提供促進の機運が高まることから有効である
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	本市の重要施策に協力をいただく土地所有者に助成するものであり、かつ当該整備事業は公募により採択することから公平である

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	平成29年度末における本補助金を活用した整備数 32件
--------	-----------------------------

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番 号	99	所 管	こども青少年局保育施策部保育企画課		
名 称	保育送迎バス事業補助金				
交付先	保育送迎バス事業の実施者				
交付目的	土地確保が困難な都心部に送迎ステーションを設置し、都心部の児童をバスにより近隣区の保育所に送迎する事業を推進することにより、都心部の待機児童解消を促進することを目的とする				
事業の概要	都心部の既存建物を送迎ステーションに改修する費用、並びに、送迎ステーションの運営経費及び送迎ステーションから保育所までのバス送迎にかかる経費を補助する				
29算定額及び積算	送迎ステーション改修整備 10,000千円×2か所=20,000千円 併設保育所整備 28,500千円×2か所=57,000千円 送迎先保育所整備 66,000千円×2か所=132,000千円				
事業開始年度	平成29年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額: 一、補助率: 100%				
財源の有無	国 <input checked="" type="checkbox"/> (2/3)	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	法人				
性質別分類	施設整備事業補助				
終 期	平成31年度				
公 募	有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	都心部は用地確保が困難であり、保育所整備による待機児童解消が進んでいない状況にあり、都心部の限られた用地において待機児童解消を実現するためには、保育送迎バス事業を実施する必要がある
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費及び金額は、国の「広域的保育所等利用事業」等の基準に従ったものであり、妥当である。また、保育送迎バス事業は、送迎を要しない通常の保育所に比して多額の経費を要することから、参加事業者確保のインセンティブとするため、補助率も妥当である
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	保育送迎バス事業は通常の保育所に比して多額の経費を要するため助成が必要である。また、送迎先保育所が事業を実施することから、補助が有効である
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	交付先は、公募により選定する予定であり、公平性が確保される

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	目標値: 2か所、測定方法: 平成30年4月時点の整備実績による
--------	----------------------------------

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番 号	102	所 管	こども青少年局保育施策部保育企画課		
名 称	認定こども園大規模改修費補助金				
交付先	大阪市内の幼保連携型認定こども園				
交付目的	大阪市内において幼保連携型認定こども園を設置運営する者に対して、耐震補強工事をはじめとした入所児童の安心・安全を推進するための大規模な施設整備に要する経費の一部を補助することにより、子どもの安心・安全を図る				
事業の概要	補助対象経費は、①施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費並びに実施設計に要する費用及び②仮設施設整備に必要な賃借料及び工事費で、その合計の額が500万円以上の改修工事(補助上限額:耐震補強工事1億円、それ以外1千万円)に助成する				
29算定額及び積算	補助対象経費9,000千円×補助率3/4=6,750千円				
事業開始年度	平成28年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額:一、補助率:75% (補助上限:耐震工事7,500万円、それ以外750万円)				
財源の有無	国 <input checked="" type="checkbox"/> (1/2)	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	法人				
性質別分類	施設整備事業補助				
終 期	平成31年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	保育の実施は市の責務であり、施設の経年劣化により保育の質の低下を来たさないよう施設整備補助をすることは公益性が高い
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費や補助率は国基準に定めるものであるため妥当である
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	整備補助により老朽化した施設の改修を行うことができ、認定こども園として事業継続が可能となるため有効である
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	建設補助又は改修補助を受けてから10年以上経過していることとしており、施設の老朽度の順に補助対象先を適正に決定できる

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	目標値:本補助金を活用した整備件数 … 1件 測定方法:毎年度末時点での整備実績による
--------	--

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番号	105	所管	こども青少年局保育施策部保育企画課		
名称	保育士宿舎借り上げ支援事業補助金				
交付先	社会福祉法人等				
交付目的	保育士の人材確保を図るため、保育士の宿舎借り上げを実施するための費用の補助を行うことにより、保育士の人材確保や離職防止を図る				
事業の概要	新たに保育士が認可保育所等に就職した場合に、これらの施設が当該保育士に宿舎提供を行った際に負担した家賃・共益費に対して助成を行う 月額 補助上限82千円				
29算定額及び積算	補助対象経費82千円×のべ1,260ヵ月＝103,320千円				
事業開始年度	平成28年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額：－、補助率：100%(補助上限：82千円)				
財源の有無	国 <input checked="" type="checkbox"/> (1/2)	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	法人				
性質別分類	その他(個人に対する補助など)				
終期	平成29年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	保育人材不足が深刻化し、全国的な課題となっている現状において、今後さらに保育士獲得競争が激化していくため必要性がある
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	待機児童解消を目指した積極的な保育士の雇用をめざしてもらうため、国基準どおりの補助率・補助上限額を設定しており、インセンティブの観点からも妥当である
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	近隣市町村への保育人材流出を防ぐとともに地方に住む保育人材の市内保育所等への就職を促進することができ、有効性がある
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	新たに保育士が就職した場合を対象としており、交付先を適正に選定している

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	目標値：年間給付月数 のべ1,260月(年間96件、平成30年3月のみ108件) 測定方法：平成30年3月31日時点での就職者数
--------	---

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番号	106	所管	こども青少年局保育施策部保育企画課		
名称	新規採用保育士特別給付補助金				
交付先	社会福祉法人等				
交付目的	新規採用保育士等の雇用開始時に特別給付を実施するための費用の補助を行うことにより、新たな保育士の人材確保や離職防止を図る				
事業の概要	<p>新たに保育士が認可保育所等に就職した場合に、施設が当該保育士に行った特別給付に対して助成を行うことにより、新たな保育士の人材確保や離職防止を図る</p> <p>①就職時に特別給付を行った保育士一人あたり最大100千円を助成 ②就職1年が経過した際に特別給付を行った保育士一人あたり最大100千円を助成</p>				
29算定額及び積算	<p>①補助対象経費100千円×710件＝71,000千円(補助上限100千円) ②補助対象経費100千円×48件＝4,800千円(補助上限100千円)</p>				
事業開始年度	平成28年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額: -、補助率: 100%(補助上限: 100千円)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	法人				
性質別分類	その他(個人に対する補助など)				
終期	平成30年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

	基本的視点	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	保育人材不足が深刻化し、全国的な課題となっている現状において、今後さらに保育士獲得競争が激化していくため必要性がある
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	潜在保育士就職支援事業では助成対象とならない新卒保育士等にも、本市独自に就職準備金を助成して人材確保することを目的としており、国基準に基づく潜在保育士就職支援事業とのバランスを考慮して補助金額を設定しているため妥当である
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	近隣市町村への保育人材流出を防ぐとともに地方に住む保育人材の市内保育所等への就職を促進することができ、有効性がある
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	新たに保育士が就職した場合を対象としており、交付先を適正に選定している

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	<p>①目標値:年間給付件数710件、測定方法:平成30年3月31日時点の就職者数 ②目標値:申請者の離職率10%以内、測定方法:年度末時点の在籍者数</p>
--------	---

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番 号	107	所 管	こども青少年局保育施策部保育企画課		
名 称	保育人材確保対策貸付事業補助金				
交付先	(社福)なみはや福祉会				
交付目的	保育人材不足が課題である現状をふまえ、待機児童解消に向けて必要となる保育人材を確保するため、潜在保育士のさらなる掘り起しと勤務開始後の離職防止効果をめざした各種貸付事業を実施する				
事業の概要	<p>保育人材確保を目的に次の4事業を実施するために必要となる貸付金および事務費等を本市が認めた団体に交付し、当該団体がその経費を特別会計において管理・事業運営を行う</p> <p>①潜在保育士就職支援事業（就職準備金として上限400千円を貸付）</p> <p>②保育料一部貸付事業 （未就学児のいる保育士の再就職支援として保育料の半額(最大1年、上限月額27千円)を貸付）</p> <p>③子どもの預かり支援事業 （未就学児のいる保育士の朝夕の勤務に伴う預かり保育サービス使用料の半額を貸付）</p> <p>④保育補助者雇上げ支援事業 （保育士の負担軽減を目的に、保育補助者の雇上げ経費上限5,168千円を貸付）</p>				
29算定額及び積算	<p>①潜在保育士就職支援事業 136,000千円</p> <p>②保育料一部貸付事業 3,564千円</p> <p>③未就学児のいる保育士の子どもの預かり支援事業 168,435千円</p> <p>④保育補助者雇上げ支援事業 130,530千円</p>				
事業開始年度	平成28年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額:一、補助率:100%				
財源の有無	国 <input checked="" type="checkbox"/> (9/10)	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	法人				
性質別分類	その他事業補助				
終 期	平成30年度				
公 募	有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

	基本的視点	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	保育人材確保及び離職防止効果のある事業として各種貸付事業を実施するため、必要性が認められる
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	待機児童解消を目指した積極的な保育士の雇用をめざしてもらうため、国基準どおりの補助率・補助上限額を設定し、また、対象経費についても、国基準に加え、本市が特に必要とする潜在保育士の確保に有効な要件を設定しており、妥当である
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	保育人材を確保するだけでなく、返還免除規定を設け、一定期間の離職防止効果もあることから有効である
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	市内に勤務する保育士等に貸付事業を実施する実施団体を公募により選定しているため適正である

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	<p>目標値:平成30年4月1日時点の市内保育所等における新規採用常勤保育士数1,200人、年間貸付件数 ①340人 ②③90人 ④30人</p> <p>測定方法:平成30年3月31日時点の貸付件数による</p>
--------	--

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番 号	108	所 管	こども青少年局保育施策部保育企画課		
名 称	民間保育所等防犯対策強化整備費補助金				
交付先	社会福祉法人等				
交付目的	民間保育所・認定こども園・小規模保育事業所の防犯対策を強化するため、必要な安全対策として非常通報装置・カメラ付インターホンを設置する費用を補助することにより、安全・安心な環境整備を図る				
事業の概要	民間保育所等の防犯対策を行うための整備費(補助率:3/4) 非常通報装置等 補助上限:1,350千円、補助下限:300千円				
29算定額及び積算	補助対象経費1,800千円×補助率3/4×6施設=8,100千円				
事業開始年度	平成28年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額:一、補助率:75% 補助上限:1,350千円				
財源の有無	国 <input checked="" type="checkbox"/> (2/3)	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	法人				
性質別分類	施設整備事業補助				
終 期	平成29年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input type="checkbox"/>		無 <input checked="" type="checkbox"/>
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	社会福祉施設等における防犯対策の強化が求められており、必要な整備費を助成する必要がある
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費は、本市として防犯対策を実施するために必要な経費に限定しており、国基準どおりの補助率及び補助基準としているため、妥当である
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	施設の防犯対策に必要な整備費について補助を実施することにより、入所児童の安全性の確保を図ることができる点で有効である
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	防犯対策強化が必要な保育所・認定こども園・小規模保育事業所についてすべて対象としていることから公平である

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	当該補助金を活用した防犯対策の強化 目標値:6施設 効果測定方法:平成29年度末の整備実績
--------	--

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番 号	109	所 管	こども青少年局保育施策部保育企画課		
名 称	認可外保育施設に係る幼児教育の補助金(利用保留児童)				
交付先	やむを得ず認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たした施設に限る)を利用している4・5歳の利用保留児童の保護者				
交付目的	認可保育所等への入所を希望しながら、利用調整の結果、利用保留となり、やむを得ず認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たした施設に限る)を利用している4・5歳の児童について、保護者が施設に支払った保育料の一部(幼児教育費相当額)を補助することにより、幼児教育の無償化を実施し、認可保育所等を利用している保護者との経済的負担の公平を図る				
事業の概要	認可保育所等への入所を希望しながら、利用調整の結果、利用保留となり、やむを得ず認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たした施設に限る)を利用している4・5歳の児童の保護者が負担している保育料の1/2を補助する(補助上限308,000円)				
29算定額及び積算	補助上限308千円×補助対象者数見込165人=50,820千円				
事業開始年度	平成29年度	交付方法	通常払い(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助率:50%(補助上限:308千円)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	個人				
性質別分類	その他(個人に対する補助など)				
終 期	平成31年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

	基本的視点	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	認可保育所等へ入所できた児童と、入所できず利用保留となり、やむを得ず認可外保育施設を利用している児童との間で、保護者の経済的負担に不公平が生じているため、これを解消するために補助が必要である
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費は保護者が負担している保育料、補助率は1/2と明確であり、これらは幼稚園に係る就園奨励費補助金や、認可保育所等における保育料の軽減率とのバランスを考慮して設定しており、妥当である
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	保護者の経済的負担の公平を図るには、補助金を保護者に交付するのが最も効果的である
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	幼児教育の無償化の対象外である認可外保育施設を利用している児童の保護者に交付される補助金であり、交付先が適正に決定されている

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	補助実績 目標値:165人、測定方法:毎年度末の実績報告による
--------	---------------------------------

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番 号	110	所 管	こども青少年局保育施策部保育企画課		
名 称	認可外保育施設に係る幼児教育の補助金(利用保留児童以外)				
交付先	一定の「教育の質」を満たし、認可外保育施設指導監督基準を満たした施設を利用する4・5歳の児童の保護者				
交付目的	利用保留児童以外で、認可外保育施設指導監督基準に加え、大阪市が「教育の質」を審査し一定の水準を認めた園を利用する場合、保護者が施設に支払った保育料の一部(幼児教育費相当額)を補助することにより、幼児教育の無償化を実施し、認可保育所等を利用している保護者との経済的負担の公平を図る				
事業の概要	利用保留児童ではないが、一定の「教育の質」を満たし、認可外保育施設指導監督基準を満たした施設を利用する4・5歳の児童の保護者が負担している保育料の1/2を補助する(補助上限308,000円)				
29算定額及び積算	補助上限308千円×補助対象者数見込190人=58,520千円				
事業開始年度	平成29年度	交付方法	通常払い(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助率:50%(補助上限:308千円)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	個人				
性質別分類	その他(個人に対する補助など)				
終 期	平成31年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに 足りる公益性が認められる)	認可保育所等へ入所している児童と、認可外保育施設を利用している児童との間で、保護者の経済的負担に不公平が生じているため、これを解消するために補助が必要である
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が 妥当かつ明確である)	対象経費は保護者が負担している保育料、補助率は1/2と明確であり、これらは幼稚園に係る就園奨励費補助金や、認可保育所等における保育料の軽減率とのバランスを考慮して設定しており、妥当である
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法 でなく補助によることが施策目的実現 に最適である)	保護者の経済的負担の公平を図るには、補助金を保護者に交付するのが最も効果的である
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平 であり、交付先が適正に決定されてい る)	幼児教育の無償化の対象外である認可外保育施設を利用している児童の保護者に交付される補助金であり、交付先が適正に決定されている

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	補助実績 目標値:190人、測定方法:毎年度末の実績報告による
--------	---------------------------------

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番 号	149	所 管	都市整備局企画部住環境整備課		
名 称	地域魅力の創出に繋がる建築物の修景モデル事業補助金				
交付先	一定の条件を満たすよう地域魅力創出につながる建築物の修景整備を行う者等				
交付目的	修景整備によって、建築物の持つ潜在的な魅力を引き出し、地域魅力として活かすことで、市民のまちへの愛着・誇りを育むとともに、まちの活性化や集客・にぎわい創出のための資源としての活用促進を図る				
事業の概要	建築物の外観等の修景整備工事費の1/2以内を補助する (補助上限:3,000千円)				
29算定額及び積算	補助対象経費6,000千円×補助率1/2=3,000千円				
事業開始年度	平成29年		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額:一、補助率:50%(補助上限:3,000千円)				
財源の有無	国 <input checked="" type="checkbox"/> (1/2)	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	個人				
性質別分類	施設整備事業補助				
終 期	平成31年				
公 募	有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

	基本的視点	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	修景された建築物が地域の魅力として十分に効果を発揮することができるかを判断するにあたり、有識者会議における意見聴取を行ったうえで補助を行うため、公益性が確保される
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助に際しては国の定める補助率での補助を行うとともに、本市での修景補助制度の実績に基づき、限度額の設定をしているため、妥当かつ明確である
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	地域魅力の創出につながる建築物は急速に失われているため、そのような建築物の活用につながる修景整備を促進していくことが極めて有効である。また、都市空間の極めて大きな部分を占める建築物を修景することは、まちの魅力向上を図るうえで役割は大きく、他の事業によりがたいことから、地域魅力の創出という施策目的達成上、最適である
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	補助に際しては、限度額等の設定に加え、魅力の情報発信に協力を依頼するとともに、有識者会議を経て、公平かつ適正に交付を決定する

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・修景建築物がイケフェス大阪等の「建築」を活用した魅力発信の取組みに寄与した割合 目標値:50%、モデル事業最終年度における活用イベント実績調査による ・修景建築物が地域の魅力創出に寄与していると思う地域住民の割合 目標値:70%以上、モデル事業最終年度における周辺住民へのアンケート調査による
--------	--

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番 号	191	所 管	西淀川区役所保健福祉課		
名 称	子ども達に寄り添うつどいの家(学習支援)補助金				
交付先	NPO・ボランティア団体等				
交付目的	経済的な理由をはじめ様々な事情により大人とのかかわりが希薄な子どもに対し、居場所の提供や宿題の補助、学び直し等の学習支援を行うものに対して、これに要する経費の一部を補助し、もって児童の健全育成と自立を促進することを目的とする				
事業の概要	学習支援事業の実施に要する人件費、消耗品費等の1/2(補助上限:250千円/施設)を補助する				
29算定額及び積算	補助対象経費 500千円 × 補助率1/2 × 2箇所 = 500千円				
事業開始年度	平成29年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額: 一、補助率:50%(補助上限:250千円)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	その他事業補助				
終 期	平成31年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

	基本的視点	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	地域社会から孤立する恐れがある児童に対し、健全育成を図るために、市民活動と協働して取り組むことは、地域福祉の向上を図る点では「公益性」があり、課題のある児童を社会的に支えることは「必要性」が認められる
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助目的を達成するために必要となる経費を補助対象としており、その事業費の50%かつ上限250千円を上限としており、対象経費や補助率は妥当である
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	地域社会から孤立する恐れがある児童の健全育成を図るために、自主的に実施されている事業を対象とするため、補助金交付が最適である
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	積極的な保護者からの養育が見込めない児童に対する社会的援助であり、支援が必要な児童は対象となるので「公平性」は保たれる

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	目標値: 以下のアンケートの結果が事業参加直後に比して10%の減 測定方法: 事業の参加直後及び6か月毎にアンケートを実施し、「嫌なことや悩み事を誰にも相談できない・相談したくない」「学校の授業以外に1日まったく勉強しない」「自分に自信がない」の各項目の割合の減少度を測定
--------	---

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番号	202	所管	東淀川区役所保健福祉課		
名称	「こどもと地域を結ぶ居場所」開設準備にかかる補助金				
交付先	「こどもと地域を結ぶ居場所」開設事業者				
交付目的	放課後に家庭や学校に居場所のないこどもを対象に、放課後の生活習慣や学習習慣を定着させることにより、学習意欲の向上を図ることを目的として「こどもの居場所」を開設する事業者に、開設準備経費にかかる補助金を交付する				
事業の概要	実施事業者に、居場所設置初年度のみ、開設にかかる備品等購入費の1/2以内(補助上限:150千円/箇所)を補助する				
29算定額及び積算	補助対象経費300千円×補助率1/2×4箇所＝600千円				
事業開始年度	平成29年度	交付方法	概算払(一括)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額:一、補助率:50%(補助上限:150千円)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	その他事業補助				
終期	平成31年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

	基本的視点	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	必ず学習支援活動が行われるよう居場所開設準備経費補助を行うことにより、児童・生徒の放課後の生活習慣や学習習慣の定着と学習意欲の向上を図る必要があるため
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費は居場所の開設にかかる机や椅子等の備品購入費、金額は先行事例等も勘案し設定、補助率は1/2以内としており、妥当である
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	居場所を利用する児童生徒が学習に集中できるよう、体格にあった机・椅子や参考書用書棚などの学習環境を初期整備することに加え、学習支援活動が円滑に実施されるよう、当区設置のアドバイザー機関が助言支援を行うことにより、補助効果の達成を見込むことができる
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	交付先については、選定基準を満たした事業者を広く公募することとしており、公平かつ適正である

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	目標値: 生徒の放課後の学習時間数…「授業時間以外の勉強時間が全くない」当区の中学生の割合が全市平均を下回る 測定方法: 平成31年度全国学習状況調査
--------	--

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番号	226	所管	阿倍野区役所企画調整課				
名称	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)						
交付先	地域の芝生化実行委員会等						
交付目的	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現をめざすことを目的に行う芝生化整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する						
事業の概要	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する ・補助対象経費:肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等 ・補助上限:155円/㎡ ・補助率:1/2						
29算定額及び積算	補助上限155円/㎡×794㎡=124千円						
事業開始年度	平成29年度		交付方法	概算払(一括)			
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>		
法律・条例等の名称							
補助率等	補助基準額:一、補助率:50%(補助上限:155円/㎡)						
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
交付先の分類	各種団体						
性質別分類	その他事業補助						
終期	平成31年度						
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input type="checkbox"/>		無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>				
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>		無 <input checked="" type="checkbox"/>		有の場合その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	校庭等の芝生化を通じて、実行委員会の開催や地域住民の維持管理への参画など、地域コミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現をめざしていくという補助目的であることから、補助を行う公益性が認められる
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費については、芝生の維持管理に必要な経費としており、妥当である。補助率については補助金等のあり方に関するガイドラインの原則に基づき50%としており、妥当である
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	地域住民等で構成される芝生化実行委員会等が主体的に実施する事業に対し、行政が財政的支援を行うことにより、芝生をより身近なものとして大切に維持管理を行い、地域のコミュニケーションの活性化といった補助目的の達成が見込まれるため、補助によることが施策目的の実現に最適である
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	交付団体については、芝生の施工時に資格要件を備えた補助事業者を広く公募のうえ決定されていることから、公平かつ適正である

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	アンケート等により効果測定を行う(実行委員会の開催や地域住民の維持管理作業への参加により、地域のコミュニティが活性化されたと答える割合)
--------	--

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番 号	245	西成区役所保健福祉課		
名 称	こども食堂支援補助金(ネットワーク化補助)			
交付先	こども食堂関係者間のネットワーク構築を行う団体			
交付目的	こども食堂関係者間のネットワーク構築を行う団体に対して補助を実施することにより、こども食堂の安定的・継続的な活動促進を図る			
事業の概要	こども食堂関係者間のネットワーク構築にかかる経費の1/2を補助する(補助上限:1,500千円)			
29算定額及び積算	補助対象経費3,000千円×補助率1/2=1,500千円(補助上限1,500千円)			
事業開始年度	平成29年度	交付方法	概算払(一括)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/> 要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称	-			
補助率等	補助対象基準額:3,000千円、補助率:50%(補助上限1,500千円)			
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
交付先の分類	各種団体			
性質別分類	その他事業補助			
終 期	平成31年度			
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由	

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	こども食堂関係者間のネットワーク構築により、こども食堂間の情報共有や、食材が安定供給される体制が確立できるため、必要性が認められる
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助率は1/2とし、補助対象経費をネットワーク構築にかかる連絡会・研修会や広報活動、食材・人材のコーディネートに必要な費用に限定するため、妥当である
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	ネットワーク構築に必要な費用を補助することで、関係者間での情報や資源の共有が可能となり、こども食堂の安定的・継続的な活動につながるため最適である
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	こども食堂関係者のネットワークを構築する団体を公募することで公平性が確保できている

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	目標値:平成29年度末時点で各中学校区(6校区)にこども食堂が開設され、平成31年度末時点で各小学校区(11校区)にこども食堂が開設されること 測定方法:毎年度末時点で区内で運営されているこども食堂の数による
--------	---

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番 号	246	西成区役所保健福祉課			
名 称	こども食堂支援補助金(開設補助・事業補助)				
交付先	こども食堂を実施する団体				
交付目的	経済的な課題をもつ子育て世帯が多く、加えて、こども同士や大人との関わりが希薄となってきたため、こども食堂において、こども同士や大人と食事を摂る中で得られる安心感や連帯感が、こどもの成長の一助になると期待できることから、こども食堂を実施する団体に対して開設補助・事業補助を行うことにより、こども食堂の新規開拓や活動促進を図り、安定運営ができるよう支援する				
事業の概要	こども食堂にかかる経費の1/2を補助する(補助上限:開設補助150千円、事業補助300千円)				
29算定額及び積算	開設補助:補助対象経費300千円×補助率1/2×4箇所=600千円 事業補助:補助対象経費600千円×補助率1/2×6箇所=1,800千円				
事業開始年度	平成29年度	交付方法	通常払い(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称	-				
補助率等	開設補助…補助対象基準額:300千円、補助率:50%(補助上限150千円) 事業補助…補助対象基準額:600千円、補助率:50%(補助上限300千円)				
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	その他事業補助				
終 期	平成31年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	地域でこども食堂が実施されることにより、こどもたちにとって安全で安心して過ごせる居場所が増えるため、公益性がある
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助率は1/2とし、補助対象経費をこども食堂実施に必要な調理器具費や施設使用料、光熱費、広報費、ボランティア保険料に限定するため、妥当である
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	こども食堂を実施する団体に対し補助を行うことで、安定的な事業運営が可能となるため最適である
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	こども食堂を実施する団体を公募することで公平性が確保できている

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	目標値:平成29年度末時点で各中学校区(6校区)にこども食堂が開設され、平成31年度末時点で各小学校区(11校区)にこども食堂が開設されること 測定方法:毎年度末時点で区内で運営されているこども食堂の数による
--------	---

3. 補助金等の見直し<※前年度に対する見直し額:38百万円(一般財源ベース)>

①補助金

ア 廃止

所管	事項名称	見直し額	備考
城東区役所 市民協働課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	▲ 200	社会経済情勢等の変化等により役割を終えたため廃止
東淀川区役所 保健福祉課	ライフステーション事業補助金	▲ 11,110	民間へ移行
合計		▲11,310千円	

イ その他の見直し

所管	事項名称	見直し額	備考
健康局 健康推進部 健康づくり課	健康増進活動事業補助金	▲156千円	補助上限額の見直し
健康局 健康推進部 健康づくり課	公衆衛生活動事業補助金	▲220千円	補助上限額の見直し
合計		▲ 376千円	

②交付金

所管	事項名称	見直し額	備考
鶴見区役所 地域活動支援課	青少年非行防止活動交付金	▲473千円	交付基準額の見直し
合計		▲473千円	

③分担金

ア 廃止

所管	事項名称	見直し額	備考
経済戦略局 スポーツ部 スポーツ課	夢・授業 キッズスポーツアカデミー分担金	▲ 600	社会経済情勢等の変化等により役割を終えたため廃止
経済戦略局 立地推進部 イノベーション担当	大阪トップランナー育成事業にかかる施設管理分担金	▲ 4,712	社会経済情勢等の変化等により役割を終えたため廃止
合計		▲5,312千円	

イ その他の見直し

所管	事項名称	見直し額	備考
経済戦略局 文化部 文化課	咲くやこの花賞受賞者等支援事業分担金	▲9,348千円	事業規模の見直し
経済戦略局 文化部 文化課	大阪アジア映画祭 シネアスト・オーガニゼーション大阪/CO2事業 分担金	▲6,005千円	事業規模の見直し
経済戦略局 立地推進部 イノベーション担当	福祉ビジネス支援事業分担金	▲2,049千円	事業規模の見直し
経済戦略局 立地推進部 イノベーション担当	環境ビジネス支援事業分担金	▲3,614千円	事業規模の見直し
合計		▲ 21,016千円	